

令和4年9月2日三春町議会定例会9月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（14名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第46号 紫雲閣修繕工事請負変更契約について

議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 三春町地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 田村広域行政組合格約の変更について

議案第51号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について

議案第52号 令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第53号 令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について

議案第54号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

議案第55号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第56号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第57号 御木沢地区消防防災センター建設工事請負契約について

同意第16号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

同意第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて

認定第1号 令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 9号 令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《議員提出議案》

- 発議第 6号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 7号 多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書の提出について

令和4年9月2日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一八
8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

13番 影山 常光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋 書記 橋本 和宜

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	鳴原 健二
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	遠藤 晃		

農業委員会会長	橋本 正亀
---------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年9月2日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑
- 第8 監査報告
- 第9 議案の委員会付託

第10 陳情事件の委員会付託

第11 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は13名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和4年三春町議会定例会9月会議を開きます。それでは脱衣を許します。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和4年三春町議会定例会9月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番橋本善次議員、4番新田信二議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会9月会議の日程は、本日より9月13日までの12日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会9月会議の日程は、本日より9月13日までの12日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりで、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和4年度第3回、第4回、第5回の出納検査報告がありました。その写しを掲載しましたので、了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した議案第46号「紫雲閣修繕工事請負変更契約について」から、議員提出議案、発議第6号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの27議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 定例会9月会議が開催されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、去る7月10日に逝去されました陰山丈夫議員の町政発展へのご尽力とご功績に対し、改めて深く敬意を表しますとともに、心からのご冥福を申し上げたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症についてですが、全国的には、7月上旬から新規感染者数が急激に増加し、第7波に突入したとの認識が示されました。福島県内においても、新規感染者数が7月下旬には1,000人、8月上旬には2,000人、8月18日には3,000人を超える状況となっています。

三春町では、8月2日に初めて30人を超え、8月19日には40人を超える新規感染者が確認されました。

三春町の感染者の傾向としては、50代以下の方の感染が中心であり、特に10歳未満と30代の感染者が多い状況となっております。これらは、子どもが感染し、家庭内感染するという傾向があらわれているものと考えているところです。

こうした状況を受け、8月23日には町内幼稚園・保育所の登園自粛要請を行い、8月25日から新学期が始まった小中学校においては、子どもたちも含めた家族の体調に注意していただき、体調が悪い場合などは、学校に相談することや、登校を控えていただくことなどを徹底するよう周知し、対策を講じているところであります。

また、基本的な感染対策の徹底を改めてお願いするとともに、抗原検査の活用や、発熱等の症状のある方、濃厚接触者の方など、様々な状況に応じた適切な情報発信に努めているところでございます。

第7波のピークについては、不透明な部分はありますが、今後も感染拡大防止に向け、町民の皆様に向けた情報発信などの取り組みを強化して参りたいと考えております。

次に、災害対策についてであります。

近年は自然災害の頻発化や激甚化がみられる一方、高齢化や人口減少が進行する中、迅速かつきめ細かい被災者支援を進めるためには、公助に加え、さらなる共助の担い手を育成していく必要があるものと考えております。

町では、こうした状況に対応していくため、災害時における様々な被災者支援活動に協力いただける防災士を育成する事業に取り組んでおります。防災に関する知識や対処する方法などを学んだ防災士が1人でも多く誕生し、それぞれの地域の防災対策の強化に貢献されることを期待しております。

町民の皆様におかれましても、災害発生の恐れがある場合には、自らの命は自らが守るという自助の認識のもと、気象庁や町が発信する防災情報を積極的に収集し、早めの避難行動を起こしていただくようお願いいたします。

次に、先日の新聞報道でも大きく取り上げられた、三春町出身の音楽教師である岡山直先生のピアノ寄贈の件についてであります。三春小学校や中学校、田村高校の校歌など、県内だけでも40校近くの校歌を手がけ、多くの子どもたちにピアノの指導を行い、三春町はもとより、県内の音楽文化の振興に多大な貢献を果たした岡山直先生のピアノの寄贈を受け、役場庁舎のさくらホールに展示させていただいております。改めて、先人たちの功績や、先人たちが残した文化・財産を後世に引き継いでいくことの重要性を再認識したところであります。

次に、田村広域行政組合の解散に伴う対応についてであります。

定例会9月会議に上程させていただいている規約の改正、財産処分に係る議案に加え、

半年後の田村広域行政組合の解散までに整理しなければならない事柄は様々ありますが、町民の皆様の生活に影響が出ないように対応を進めて参りたいと考えております。

また、田村地区全体の持続可能な地域づくりの視点から、田村市・小野町との協議を進めていきたいと考えております。

それでは、第7次長期計画後期基本計画に基づき、令和3年度に取り組んだ主な施策などについて説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

震災関連事業では、町内6ヶ所の仮置き場から、除染廃棄物、その搬出が令和3年1月末にすべて終了したことから、原状回復工事に着手しました。

また、風評被害払拭への取り組みとして、除染後の空間放射線量のモニタリング調査、食品等放射能測定事業などを継続して行いました。

このほか、地域防災力強化のため、要田地区消防防災センターの新築、防災避難施設管理棟や役場駐車場内、地下式防火水槽の整備を進めるとともに、富沢と西方地区に防火水槽を新設するなど、消防施設や設備の充実を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策として、各地区へマスクや消毒液などを購入するための感染対策補助金の交付を行いました。

交通安全・防犯対策として、高齢者の運転免許証の返納を支援するとともに、カーブミラーの設置や防犯灯のLED化を促進いたしました。

次に、目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道南原芹ヶ沢込木線のほか6路線の改良工事や舗装補修等工事を行い、住環境整備のため、生活道路整備事業助成金を13地区に交付いたしました。

老朽化した橋梁対策としては、三春西大橋及び雲露木橋、永志田橋の補修工事を実施いたしました。

また、子育て世代や若者の定住促進を目的に分譲していた平沢四合田住宅団地は、モデル住宅の5区画が分譲され、29区画、すべての分譲が完了いたしました。

次に、目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取り組みであります。

子育て支援分野においては、家庭での育児負担を軽減するため、昨年4月より子育て支援センターにおいて一時預かり事業を開始するとともに、男性の育児参加を促進するため、妊婦さんとパートナーとが一緒に妊娠や出産育児について学ぶ、両親学級を企画、実施いたしました。

また、岩江地区に整備する認定子ども園については、建設予定地の土地の買収及び地形測量と地質調査を実施するとともに、造成計画と建物の基本設計に着手したところであります。

教育分野においては、GIGAスクール構想に基づいて配置した1人1台のタブレット端末について、家庭でのオンライン学習や校外学習等で活用するため、モバイルルーターを購入し、多様な利活用に向けた準備を進めました。

三春交流館「まほら」の活性化と町の音楽文化の振興を図る取り組みとしては、小中学生をはじめ、多くの町民が音楽に親しむ機会を提供することを目的として、まほらミュージックプロジェクト事業への取り組みを開始しました。

また、東京パラリンピック啓発事業として、車いすラグビー銅メダリストの橋本勝也選手が町内小中学校を訪問し、児童生徒との交流を行い、町民のスポーツへの参加促進や地

域スポーツの活性化を図りました。

次に目標４の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

支え合いのまちづくりについては、各地区まちづくり協会と地域支え合いの仕組みづくりに取り組みました。各地区で約４０ヶ所ほど開設された通いの場である地区サロンにおいて１００歳体操などを行い、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛などにより、身体活動低下など健康状態の悪化が危惧される状況の解消に努めました。

生活困窮者等相談支援事業としては、関係機関と連携し、フードバンクや新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付、子どもの学習支援などを実施しました。

また、原油価格高騰対策の一環として、住民税非課税世帯等の経済的負担軽減を目的とした、灯油ガス助成券交付事業を実施いたしました。

障がい者福祉に関しては、役場新庁舎移転に伴い、２階桜ホールでの障がい事業所によるカフェ運営や１階多目的ホールでの定期物販会の開催など、就労機会の提供に関わる支援体制の構築を図りました。

次に、目標５の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」への取り組みであります。

農業振興対策に関しては、関係機関と連携して新規就農希望者に対する総合的な支援を展開し、新規就農者の確保と育成、認定農業者への支援を行うとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による、農地の維持管理活動や集落での共同活動への取り組みの支援を引き続き行いました。

また、大型特殊運転免許補助金や農業者収入保険加入促進事業により、農業を取り巻く状況の変化に合わせた支援も行いました。

林業については、林業生産活動促進として、森林整備等、放射性物質対策を一体的に実施する、ふくしま森林整備再生活動に取り組みました。

商工及び観光分野においては、三春の里農業公園リニューアル事業として、駐車場拡張工事や本館改修工事などを実施するとともに、株式会社モンベルと提携協定を締結し、三春の里、三春ダム周辺を中心としたアウトドア環境創出、ランドデザインの作成に取り組みました。

中心市街地の活性化と街中整備の推進については、空き店舗を活用した新規事業者４店舗に対し、家賃補助や改修補助を行うなど、空き店舗対策事業への取り組みを進めました。また、城下町三春の魅力を積極的に情報発信するため、三春城VRを製作配信するなど、PR事業に取り組みました。

また、令和４年１０月に三春滝桜が国の天然記念物指定１００年となることから、首都圏等に向けて配信するCMやプロモーション映像の作成、記念事業をPRする記念品などを制作し、滝桜の歴史と魅力の情報発信を図りました。

なお、今年３月の地震により、滝桜の枝や幹を支える支柱にずれが生じたことから修繕を行いました。

町指定の天然記念物である南成田の桜については、保全対策工事として、周辺の樹木の伐採などの整備を行い、あわせて保護柵を設置いたしました。

国の登録有形文化財である文化伝承館、旧吉田家住宅母屋と紫雲閣は、中心市街地における町の貴重な文化財として保存活用を図るため、紫雲閣の修繕工事を行っているところであります。

次に、目標６の「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。

人口減少・少子高齢化が進む中、地域支え合いの仕組みづくりとあわせ、地域の様々な課題に対応していくため、各まちづくり協会と協議を重ねながら、沢石地区による資源ごみの回収、中郷地区による移動支援に関する取り組みを継続して実施しました。

さらには、地域の課題要望に対して、限られた予算を効率的・効果的に活用するため、住民との合意形成を図りながら、予算編成に的確に反映させる新たな仕組みづくりについて、まちづくり協会や区長会などと連携を図りながら進めました。

次に、決算の概要であります。

令和3年度は、ワクチン接種を初めとした新型コロナウイルス感染症対策を最優先すべき取り組みとして位置付け、福島県沖地震に伴う被災住宅への支援や、災害復旧などの緊急的な対応を含め、計8回の補正予算を編成し、対応してきたところです。

歳出決算額は、一般会計が88億2,443万円。特別会計は、国民健康保険特別会計など、5事業の合計が39億2,821万円。また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、14億7,877万円でありました。

町債については、令和3年度末借入残高が、一般会計で77億3,617万円、前年比6,441万円の増加となりました。

水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて、14億9,123万円で、前年比2億8,895万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、81.7%と前年度より4.1ポイント減となりましたが、依然として財政構造の弾力性は乏しい状況にあります。

また、国の基準に基づき算定した財政の健全化判断比率については、実質公債比率は7.4%と前年度より0.7ポイント減、将来負担比率については10.4%と前年より7.1ポイント減となるなど、指標のすべてが早期健全化基準をクリアしておりますが、今後とも、体力に見合った町債の発行と効率的な財政運営に取り組むこととしております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、紫雲閣修繕工事請負変更契約に係る議案が1件。職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係る議案、三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正に係る議案、三春町地区公共施設設置条例の一部改正に係る議案がそれぞれ1件。田村広域行政組合規約の変更に係る議案、田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合、地域イントラネット及び車両の財産処分に係る議案がそれぞれ1件。令和4年度の一般会計、国民健康特別会計、病院事業会計に係る補正予算がそれぞれ1件。令和3年度の水道事業会計未処分利益剰余金の処分に係る議案、宅地造成事業会計剰余金の処分に係る議案がそれぞれ1件。教育委員会教育長の任命に係る同意案件、教育委員会委員の任命に係る同意案件、固定資産評価審査委員会委員の選任に係る同意案件がそれぞれ1件。人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件が2件。令和3年度一般会計ほか特別会計などの歳入歳出決算に係る認定案件が10件で、計26議案であります。

報告事項は、財政の健全化に関する比率と、第3セクターの経営状況の2件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

…………… 議員提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第6、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○**議会運営委員長** 発議第6号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

改正の内容等につきましては、掲載いたしました、提出議案書のとおりであります。

令和4年9月2日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上、提出するものであります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いたします。

……………**議案の質疑**……………

○**議長** 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第46号から発議第6号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○**議長** 議案第46号「紫雲閣修繕工事請負変更契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

議案第47号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

議案第48号「三春町地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

議案第49号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

議案第50号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

議案第51号「田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

議案第52号「令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第53号「令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第16号「教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第17号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第1号「令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第2号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第3号「令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第4号「令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第5号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第6号「令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第7号「令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第8号「令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

たしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

最後に、決算審査意見書の17ページから結びとして、意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。

結びとして、財政運営全般についてですが、令和3年度は、旧庁舎解体に要する経費をはじめ、町民が安心して生活するための社会保障費や感染症対策などを優先するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業や、令和3年福島県沖地震に伴う被災住宅等への支援事業及び災害復旧工事などの補正予算が組まれた。工期の延長等により繰越となった事業や新型コロナウイルス感染症対策事業を除き、予算に計上された事業が概ね予定通り遂行されております。

一般会計の歳入額は95億4,590万円で、特別定額給付金給付事業費補助金等を含む国庫支出金や公有施設整備基金繰入金等を含む繰入金、庁舎整備債等の町債が減少したため、前年度に比べ15億4,645万円の減となった。自主財源である町税は、固定資産税が前年度と比べ5,532万円減となり、前年度比2.2%減少している。そのような状況にあつて、高い徴収率を維持していることは喜ばしいことである。

また、一般会計の歳出額は、「第7次三春町長期計画」に掲げる基本目標に即した各種施策や事業、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組み、前年度に比べ19億1,848万円減の、88億2,443万円となり、翌年度に繰り越すべき財源である7,843万円を差し引いた実質収支は、6億4,304万円の黒字となった。

今後も、「第7次三春町長期計画」に沿って、関連する他計画との整合性を図りながら各種事業の展開を基本に、コロナ禍における原油価格・物価高騰等や災害対策など社会変化を的確に捉え、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、組織横断的な連携を図りながら効率的に行政運営に努めることを期待する。

特別会計では、実質収支が国民健康保険特別会計で2,500万円、後期高齢者医療特別会計で41万円、介護保険特別会計で1億5,229万円あり、町営バス事業特別会計及び放射性物質対策特別会計は0円であった。一般会計から特別会計への繰り出しでは、前年度と比較すると、4,627万円増の、6億623万円となった。

次に、令和3年度の町債発行額は、前年度に比べ3億5,910万円減の6億8,780万円となっており、町債残高は、前年度から6,441万円増の77億3,617万円となったため、今後もさらなる町債発行の抑制に努めること。

最後に、各種財政指標につきましては、経常収支比率が81.7%で前年度比4.1ポイント減となり、適正とされる範囲を超え、財政構造の弾力性が非常に損なわれている状況なので改善が必要である。

また、将来負担比率は前年度比7.1ポイント減の10.4%と改善はされているものの、引き続き財政健全化に向けた積極的な行財政改革に取り組むことが必要である。

以上であります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております、議案第46号から発議第6号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全員協議会において審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

令和4年9月3日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

13番 影 山 常 光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 永山 晋 書記 橋本 和宜

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年9月3日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いを申し上げます。

本日は、7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

ただいま出席している議員は13名であります。したがって、地方自治法113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。それでは脱衣を許します。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

..... 一般質問

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

なお、今日は田村高校生の皆さんに受付と議会の活動に協力をいただいております。なお今日、参加の田村高校の生徒さんについては、議場の、議員のですね、後ろに座っていただいておりますので、お知らせをしておきたいと思っております。

○議長 6番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（鈴木利一議員） 先に通告してあります、2点について質問いたします。

まず1点目なのですが、田村広域行政組合解散に伴う町のごみ処理についてであります。来年の3月末で田村広域行政組合が解散になります。それに伴いまして、西部環境センターが三春町に帰属することになりました。西部環境センターを三春町が独自で管理運営するにあたり、いろいろ懸念されることがあります。

まず第1点目なのですが、焼却炉の継続運転に必要なごみの量を町内で確保できるのか伺いたいと思っております。

2点目なのですが、年間の維持管理に必要な金額がいくらぐらいになるのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。お答えいたします。

1点目であります。西部環境センターの年間のごみ処理量は約11,000トンで、うち三春町分が約4,000トン、田村市分が約7,000トンとなっております。そのため、三春町のごみ量だけでは長期間の連続運転が難しいことから、田村地方1市2町で協議を重ね、令和5年度から数年間は、これまでどおり1市2町で連携しごみ焼却を行うこととなりました。

当面は、西部、東部の両環境センターでの処理体制を維持しつつ、並行して将来に向けた新しい処理方法や体制について1市2町で継続して協議することとしております。

2点目であります。年間の維持管理費につきましては、令和2年度が約3億1,000万円、令和3年度と令和4年度が約2億8,000万円です。

当施設は、建設から17年経過しているため、令和5年度以降は、設備更新も必要となりますので、詳細な金額については現在積算中です。なお、維持管理費の負担については、これまで同様に、ごみ処理量に応じて田村市にも負担していただくこととなります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） ごみの処理、今までどおりで数年間はやってくんだということが、まず一つ安心するんですが、それ、それですね、1市2町でごみの分別の考え方

が若干違うのかなというふうに思うんですよね。

東部と西部行ってみると燃やすものが若干違ったりするので、そういったところがどうなのかな、これから一緒にしていくのかなというふうなことと、あと、2億、今現在8億8,000万円、令和3年度、2億8,000万円かかっているんですが、このうちの三春分として、三春部分の持ち出しが、分担金が約8,000万円ですか、になっていると思うんですが、これがこれ以上あがらないのかどうかということですね。

あと、設備の更新、これから予想されるということなんですが、設備の更新時に、田村市からごみの量に応じて、使用料、焼却するお金をもらうということなんですが、更新時のその工事費についての考え方はどうなっているんですか。お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず1つ目の、東西の環境センターでの処理対象が若干違うのではないかとのご指摘ですが、最も顕著なのがプラスチック類の扱いではないかと思えます。

これは平成8年に東部環境センターができる前からそういった分別方法になってたものですから、その後整備した三春町とは若干分別方法が違うと。ただこのプラスチックにつきましては、最近国の方で、「プラスチックはすべて資源化しなさい」という流れになっております。近々各全国の市町村とも、その分別収集計画をきちんと確立して対応することとなっておりますので、将来に向けては、対象物はほぼ同じくなっていくのかなというふうに考えております。

2点目の、これ以上維持管理費がかからないかということですが、これは今後将来の推移を考えますと、若干上昇傾向にはいくのかなというふうに思っております。清掃センター、電気料或いは灯油などの光熱費の占める割合が非常に高うございますので、こういったものが、環境として上がっておりますので、若干維持管理費は高くなっていく傾向というふうに考えてございます。

3点目、古くなっているので更新が必要なんですということで工事をするわけですが、この部分について田村市さん等の負担はどうなるかということですが、必要なものは工事で対応していくこととなります。

その費用負担については、原則的には必要な工事でありますので、処理原価の方に含めたりという、市としての意向はありますが、田村市さんの立場もありますので、詳細については田村市さんと細部について協議する余地は残しておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 来年度から数年間はそのままやっていけるということなんですが、町民については非常に心配してるわけですよね。将来的なことも含めて。

ですので、その数年以降ですね、こんなふうにしていきたい、こんなふうになってくんだということ、道筋をですね、早めに町民の方に知らせて安心させてほしいなと思うんですがいかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 将来的な見通しとあと住民に対する不安の解消というふうなご質問でありまし

た。

将来的にどうなるかというのはまだ推測の域を出ませんので確定的なことは申せませんが、少なくとも田村市さんの東部環境センターの更新工事には、足かけ3年程度かかるものというふうに見ております。その3年間は十分焼却できませんので、その部分を西部環境センターで引き受けるということになります。完成後は順調に稼働すれば、かなりの量は東部で処理できますが、全くゼロになるものではないというふうに考えております。

焼却炉を標準的な年間の運転日数でいうと約80日以上は休炉期間というものを設けております。約3ヶ月近く炉を休ませて点検整備をしているというのが標準的なありようですので、その間のごみ処理はどこかでやらなくちゃいけないということになると、やはり東部がそういった休養期間になってる場合には西部に来るし、西部でも、今の休炉期間の時は、処理しきれないものは、東部でお願いしておりますので、そういった関係は今後も続くものと思っております。

ただ、国の方では、今資源循環型に大きく舵を切っております。

そして、「CO₂の削減をどんどん進めなさい」ということになっておりますので、焼却炉についていけば新型の焼却炉、しかも大型炉に集約したいというのが国の意向でありますので、田村地方1市2町がまずスタートであります。その中であるべき姿を至急確立して、現在の東西環境センターの操業期間、古い焼却炉をある意味だましまし使わなくちゃいけない期間をなるべく短くして、新しい処理施設の方につなげていきたいというのが、これから1市2町に課せられた課題だというふうに思っております。

なおこういった考え方につきましては、今月後半、地元の方にお邪魔をさせていただきまして、説明会をするつもりで考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 2点目の質問に移っていききたいと思います。

2点目が、少子化に伴う学校の配置についてであります。

先頃、田村市の要田小学校が今年度末をもって閉校になります。三春でも少子化で令和6年度以降、町内の小学校入学児童が100人を切り二桁の児童数になってしまいます。既に今年度は3校、3つの小学校で5つの学級が複式学級になっております。中でも、令和8年度中妻小学校の入学予定児童数はゼロであります。

小規模校のメリット・デメリットいろいろ考えられますが、文部科学省の適正配置等に関する手引きの中で、クラス替えを可能とする1学年2学級以上あることが望ましいものと考えられるとしております。

そこで、学校設置者である町長に三春町における小学校の適正な配置についてお伺いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

小学校の適正な配置については、学校教育法施行規則に「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別の事情のあるときは、この限りではない」と規程されております。

文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、学校規模の適正化に関する基本的な考え方として、教育的な観点と地域コミュニティの核としての性格への配慮を求めるとともに、地理的要因や地域事情による小規模校の存続についても記されております。

国は、標準的な学級数を示す一方で、地域の実情に応じた小学校の適正配置を認めております。

小学校の適正配置を考える場合、教育的な観点と地域的な観点から、様々なメリットとデメリットが考えられるわけですが、いまだ十分な調査を行っているとは言えません。

三春町の小学校には、それぞれ学校運営協議会が設置されており、保護者・地域住民などが意見交換や議論する場がありますが、現在のところ、小学校の再編に関する話は出ておりません。

町・教育委員会・学校運営協議会が連携し、メリットとデメリットを十分調査し、さらには実績のある学校の実地調査も行い、学校の適正な配置について、保護者、地域の皆さんと考えていきたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 先ほどの質問の中で「中妻」と言ってしまったんですが、中郷小学校の誤りでした。

まずですね、学校運営協議会、小学校再編の際に関する話し合いが出ていないということなんですが、学校教育の直接的な受益者っていうのは児童生徒・PTA、また、将来的に入学する子どもさんということだと思うんですね。確かに地域の意見も大切だと思うんですが、まずそういった一番重要視される方々の意見。“不安”っていうのが一番だと思うんですね。

そうした中で、まず具体的なデータとか資料なんかを提示して、情報提供をしていかなければならないというふうに思うんですよ。それによって、保護者さんや児童さん、児童がいろいろ考えていくということになるんですが、地域からその話し合いが出てないからといって情報提供しないということにはならないと思うんで、普通、今現在、そういった情報提供が行われているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 学校運営協議会ということで地域地域というふうに申し上げましたので、地域の人しか参加してないのかというふうな印象を与えてしまったというふうに思っておりますが、保護者、将来の児童さんは、当然直接的な利害関係者になりますので、議員おただしのとおり、十分な情報提供する必要がございます。

判断に必要な情報を提供しなければならないんですが、先ほど答弁で述べさせていただいたとおり、必ずしも今までの情報提供は十分だったというふうに我々は考えておりません。

すでに統合している学校、或いはいろいろな事情、或いは地域の特性などを利用して、小規模校でいくという地域もございます。その両方を十分に調査をして、保護者の方或いは児童の方、或いはそれを取り巻く地域の方にも同じ情報を共有させていただいて、十分な議論を尽くして今後の方向を決めていくという考えに違いはございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 情報提供が少なかったということなんですが、私今見てるのは『三春の教育』の中で、令和5年度以降の入学児童の推定表というのがありますんで、それ見てるんですが、先ほども述べましたように、中郷小の令和8年度は0人になるんですよ。その前を見てもですね、中郷小学校、沢石小学校一桁の児童数なんですよ。

例えば2人とか3人、1人ということで、令和10年度の全町内の全児童数が75名というふうな数字が出ております。

75名で今小学校が6校あるということで、単純に計算すれば、1校当たり12～13人になってしまうんじゃないかというふうに心配するんですが、この数字を見て、この先どんなふうに考えるかお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 数字だけでいけば、とにかく統合するのか、或いは小規模校を作るのであれば具体的に示せということだと思います。

それをこれから急いで決めていかなくちゃいけないというのが基本的な考え方でありま。ただ先ほど答弁の中でも申し上げましたが、文科省の方では何が何でも統合ということは言っていないというところが、やはり重要なおところではないかというふうに思っております。

どうして小規模にこだわるのかということですが、『三春の教育』毎年刊行させていただいておりますけどもその中でも、三春の教育ということで今までの様々な積み重ねがあって、その教育方針に同感して、といたったことを気にいられて、三春町にお子さんを転入させるご両親も実際にいらっしゃいます。そういったことも踏まえながら、これからの小学校の教育のあり方も含めて、それほど残された時間はないんですが、しっかりと小規模校だったらこういうメリットがありますよ、ただやはり、そういうのを考慮しても、統合するしかないという仮にそういった結論を出すにしても、限られた時間ではありますが、急ぎ大至急調査をして、大事な将来方針の決定でありますから、それを皆さんに情報を共有させていただいて、その中で判断していくということに変わりはございません。

学校と行政主導で学校をどんどんどん統合していく自治体が“進んでる”ということであれば、三春町は残念ながら遅れてるという表現になりますが、ただ、進んでる自治体にも当然光と影があるはずですよ。

大規模校のメリットデメリットも十分調べさせていただいて、一方では小規模校のメリットデメリットも十分調べさせていただいて、それを先ほどの保護者の方或いは地域の方と共有して、総合的に考えるとこれが一番いいんじゃないかというのは、少ない時間の中ではありますが十分に時間をかけて、将来の道を間違えないようにしたい、そういうのが私の考えであります。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。以上で、6番議員の質問を終わります。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） 議長の許しを得ましたので、通告書の内容に基づき、質問をさせていただきます。

よその自治体で発生した事例ということになりますが、当町でも同様の事例が発生したときのために、ちょっと確認のための質問ということになるかと思えます。

それでは、今年の7月に名古屋市内で小学校5年生の児童が休み時間にふざけて顔面を床に強打したということで、顔面骨折の大怪我を負っていたということです。それで保健室の先生に見てもらったんですが、保健室の先生は適切な対応をとらなくて、救急車を呼ばなかったということで、迎えに来た保護者の方が子どもの異変に気付いて、救急車を呼んで診察をしたところ、顔面骨折していたというようなことでした。学校のそういった不適切な対応があり、後に市の教育委員会が謝罪会見を開いたという事例がありました。

また、先月の埼玉県の女子中学生3年生の15歳の女子ですが、こちらが渋谷で、家族を殺害する前の練習として、見知らぬ母娘を死傷させるという事件を起こして、こちらも女子生徒が通う中学校を管轄する教育委員会が謝罪するというような事例になりました。

こういった場合、一般だと学校または保護者、関係者が謝罪するのではないかなというふうに思うんですが、町ではこのような事態が発生した場合、どのような対応をとるのかということについて伺いたいと思います。

1点目、学校での不祥事や生徒が起こした事件の場合、学校や当事者ではなく、教育委員会が謝罪しております。それはなぜなのか。

2点目、不測の事態や尊い命が失われたり、不測の事態、不祥事が発生した場合、世論が許せないといった場合があります。こういった場合、町では学識経験者などの第三者による調査委員会を設置するとかしないとかの判断をどの辺に持っているのか、あと速やかに設置できるのかということについて伺います。

この自治体でもこういった場合、後手後手に回って世論の批判を浴びることとなっております。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問についてお答えいたします。

1点目ですが、不祥事に対して教育委員会が報告謝罪をするのは、第1に、児童生徒に対する守秘義務があるためであります。仮に学校が公表した場合、不祥事や事件が発生した学校が特定され、当該校の児童・生徒・保護者・教職員に対し、第三者による多大な影響が懸念されるためであります。

また、第2に、教職員の服務監督権は教育委員会にあり、教育委員会がその責任を有していることも、その理由となっております。

2点目についてですが、いじめ防止対策基本法では、失礼しました、いじめ対策推進法では、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、これを重大事態と定義し、調査組織として設置されるのが第三者委員会であります。教育委員会では、平成28年4月、いじめ防止基本方針を決定し、重大事態発生時の調査組織として三春町いじめ問題等対策チームを設置することとしております。

その構成は、調査の公平性・中立性が確保され、客観的な事実認定を行うことができるよう、教育・法律・心理・福祉等の専門的な知識や経験を有する者などから組織すること

とされております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) 児童生徒のプライバシー関係の守秘義務ということがあるということでしたので、大きな市や町であれば匿名性ということが守れるかもしれませんが、三春のような小さな町だと、なかなかそうはいかないと思います。こういったセンシティブなことにつきまして、町の方ではどのような考えを持っておりますか。

あともう一つ、「三春町いじめ問題等対策チーム」というのは俗に言う第三者委員会でしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問についてお答えいたします。

市町村の規模にかかわらず、守られるべきものは子どもたちであるということに違いはありません。したがって、大きな市、小さな三春町としての比較の問題ではなく、すべての子どもたちが守られるべくして守られる、その体制を整えていくのが、教育委員会の使命だというふうに考えております。

2点目につきましては、三春町いじめ問題等対策チーム、これが世に言う第三者委員会というふうにとらえていただいて、間違いはございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは第2の質問に入らせていただきます。

第2の質問は町のいじめ問題等についてお伺いします。

1点目、当町は町立学校において、いじめで問題になるような事例は発生しないと聞いております。このような平和な町ですけれども、全国いじめ問題子どもサミットというのが2009年から毎年実施されていることについてはご存知でしょうか。

2点目、いじめ対応マニュアルなどを不測の事態に備えはできておりますか。

3点目、いじめがあったにも関わらず、教職員がいじめの行為を認識していないということがよくあり、事態を悪化させているということがあります。教育委員会ではどのようにとらえておりますか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えいたします。

1点目ですが、全国いじめ問題子どもサミットは、文部科学省主催の事業として実施されていることを承知しております。

2点目ですが、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものとしてとらえ、その対応は、早い段階で把握し、対処することが効果的であると考えております。教育委員会では、三春町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係団体での情報共有・連携を図り、不測の事態に至らないよう、万一至った場合でも対応が迅速に行えるよう努めております。

また、国のいじめ防止対策推進法、福島県のいじめ防止基本方針を受け、町と教育委員会で「三春町いじめ防止基本方針」を策定し、さらに各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、不測の事態が発生しても迅速に対応できる体制を整えております。

3点目ですが、いじめは決して許されるものではないという理解を促し、発生の防止に努めるということは言うまでもありませんが、万一発生した場合には、早期に発見し対処することが重要であると考えております。

各学校では、いじめ防止基本方針に基づき、年に数回、いじめに関するアンケートを実施しております。このように、町及び各学校では、日頃からいじめ予防、早期発見、早期対処を教職員に周知徹底するとともに、各種研修を通じ、いじめの多様化に対する理解の促進に努めております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) いじめ防止基本方針、町の方針だと思いますけども、こちらの方を確認することはできますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 町はいじめ基本方針につきましてはホームページ上で公開しております。それから、各小中学校のいじめ方針についても、各小学校のホームページで公開しておりますので、いつでも確認できる状況に整備されております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。以上で10番議員の質問を終わります。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、先に通告しました2件について質問をいたします。

まず1件目、産後ケア事業について。ここ数年のコロナ感染症、以下コロナと略します、の影響で、私たちの生活は大きく変わりました。

国内の自殺者は2010年以降、毎年500人～3,000人ずつ減り続けていましたが、コロナが流行を始めた2020年から増加に転じました。しかし、男性は減少し続けています。一方女性は、2年続けて増加となりました。

東大の研究チームによりますと、コロナの影響で8,818人が増えたと試算しています。特に20代の女性は断トツに多く、2020年3月から2022年6月の間、2年ちよつとですが、1,000人以上の方が自殺しております。

2021年の全体の自殺者は約21,000人で、そのうち20代の自殺者が全体の3割を占めるという悲しい実態があります。その上、女性が多いのです。男性よりも非正規雇用が多い女性は経済的影響を受けやすく、また、若者の方が行動制限などで孤独に追い込まれている可能性があるかと述べております。

この数字でもわかるように、出産年齢の女性の置かれている状況は、核家族化やコロナの影響で、大変厳しい状況と考えられます。

そこで、町における産後ケアについてお尋ねいたします。

- 1、ここ3年間に町で生まれたお子さんは何人ですか。
- 2、町では、どのような産後ケア事業を行っておりますか。
- 3、ここ3年間の産後ケア事業利用数は何人ですか。
- 4、利用料金はいくらですか。
- 5、お子さんが何歳まで、何回まで利用できますか。

以上5点についてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 それでは第1の質問にお答えいたします。

初めに、子どもの出生数についてですが、過去3年間の届け出件数は、令和元年度が95名、令和2年度が75名、昨年、令和3年度が76名となっております。

次に、町が実施している産後ケア事業の概要についてですが、出産後、自宅での育児不安があったり、お産と育児疲れで体調が思わしくないなど、産後の支援が必要なお母さんやお子さんを対象に、医療機関や助産院において、休養や健康状態のチェック、育児相談などのサポートを受けることができる事業です。

産後ケア事業には、日帰りでケアを受けられる「デイケア」と宿泊してケアを受けることができる「ショートステイ」の2種類があり、ご希望に応じてご利用いただいております。

次に、産後ケア事業の過去3年間の利用者数ですが、令和元年度はショートステイ利用者が延べ3名、デイケアの利用はありませんでした。

令和2年度には、デイケアが延べ4名、ショートステイは延べ2名の方が利用されております。

なお、昨年度、令和3年度につきましては、コロナ禍で医療機関の利用を敬遠する傾向が強く、また、医療機関においても新型コロナ対応で受け入れ調整が困難なケースなどもあり、結果として、デイケア、ショートステイ共に利用実績はありませんでした。

次に、産後ケアの利用料金ですが、デイケアは町立三春病院の他に、郡山市内の3つの医療機関と県内8ヶ所の助産院においてサービスを受けることができます。

利用料金は、施設により異なり、1,000円から2,000円の範囲となっております。また、ショートステイは郡山市内の5つの医療機関と、県内3ヶ所の助産院においてサービスを受けることができます。

利用料は、デイケア同様、施設により異なり、1泊2日で4,000円から4,720円の範囲となっております。

最後に、産後ケア事業を利用することができるお子さんの対象年齢ですが、施設により違いはありますが、デイケア、ショートステイ共に、お子さんが1歳未満、もしくは生後6ヶ月以内までとなっております。

この期間内にデイケアは原則7日間、ショートステイは原則6泊7日まで利用することができます。

なおですね、お母さんやお子さんの健康状態、またはご希望などにより延長することも可能となっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 私たちの年代、私60過ぎですが、産後21日間は、家族総出で母子のお世話をし、お母さんはその間休める風習がありました。現在は核家族も多くなり、親世代がまだ現役で働いていたりと、子どもを産み育てる環境は厳しい状況と考えられます。そのことは実際のこの出産数に、75人76人と少ない出産数に、あらわれているのではないのでしょうか。

そのような中、町のこの産後ケア、非常にとっても嬉しい事業であります。所得の少ない方、そういった方に減免制度があるのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

当然所得につきましては世帯により異なるというふうな状況ですので、すべての方にご利用いただきたいというふうなことで、生活保護世帯については、利用料は全額免除、あとは、非課税世帯の方につきましては、半額免除といった減免規定もございますので、ご利用の際は個別にご相談いただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) ここ3年の利用数なんですけど、去年は残念ながら実績がなかったということで、少ない人数ですね、3~4人という利用者でありますので、町の予算とすれば、10万前後で執行できてるのかなという状況であります。

ぜひね、利用者、一泊目を無料にして、二泊目から有料にするとか、少しね、手厚い補助をしていただければ、なおお母さん方は利用しやすいのかなと思いますが、その辺の検討いただけるかどうか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 それでは再質問にお答えいたします。

ショートステイの場合、1泊2日で当日のお昼と夕飯と翌日の朝食ということで、食事が3回、あとそれにケアのサービスというふうなことで、その対価として4,000円ほど、その対価として自己負担が発生してしまうというふうなことで、それだけのサービスの中で、その4,000円が高いか安いかにということについては当然、個人差があるのかなというふうには考えておりますが、当面ですね、現状の形の中で、この負担をもってサービスの方、とりあえずは経営、継続していこうかなというふうには考えております。

参考までに申し上げますと、近隣、郡山市さんとか田村市さんにつきましても同じようなサービスをしておりまして、料金形態についても、同程度というふうなことで、当面はこの形の中で、あとは、利用者が少ないというふうなことの中では、やっぱりお母さん本人に対しては、いろいろスタッフも面接する機会がございます。その際にこういったサービスがありますっていう情報提供はできるわけです。

あとはそのお母さんがその情報にですね、アクセスしやすいにということで、子育てアプリを使ったり、町のホームページでのお知らせというふうな形をしておりますので、あとは、ご家族とか身の回りの方、そういった方々のあっせんっていうふうなことも、当然必要に

なってくるのかなというふうに思ってますので、そういった方々もちょっと想定した形の中で、広報みはるとかそういった紙媒体ですね、そういったものの情報を、紙媒体も使ったような活用していくような形での情報提供というふうな形に努めて、利用者の増加につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 広くね、町民の皆さんがこの情報を知ってることで、お母さんが気兼ねなく、こういった事業を利用できるということで、広報とか、またいろんな機会ですね、周知していただきたいと思うんですが、この制度、お母さんがお産した医院で利用できるということでとても素晴らしい制度だと思います。積極的に、こういった子育て支援の情報を発信することをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

情報提供をですね、せっかくこういったサービス、提供しておりますので、先ほども申し上げましたが、子育てアプリとかホームページ、あとはそういったものに情報アクセスできないような年齢の方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、広報みはるとか、そういった紙媒体を使った形の中で周知活動に今後努めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問に移ります。

人と動物の共生する社会の実現を図る法律として、日本では1973年「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、その後、何度か改正され「動物の愛護及び管理に関する法律」となっています。いわゆる「動物愛護法」です。

ペットフード協会での調査によりますと、ペットを飼っている国民は36.7%おりまして、都心より地方の方の方が多いそうです。その内、犬は7,106千頭、猫は8,946千頭と報告されております。ペットの生活から癒しを求めたり、家庭内でのコミュニケーションを深めている傾向がうかがえるそうです。犬猫とも平均寿命が14.5歳であり、生活に喜びを与えてくれる存在として、大切な家族として生活していることがわかると思います。

一方2018年では、全国で犬猫の殺処分が行われておりますが、犬は7,687頭、猫は30,757頭に及んでいます。そこで、今年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行されました。

その内容についてお尋ねいたします。

- 1、町内でここ数年殺処分された犬猫の頭数は何頭でしたか。
- 2、この改正動物愛護管理法で何が新しく改正されましたか。
- 3、買っているペットにマイクロチップを入れたいと希望した場合ですね。対応しているところはどこか、町内にはありますか。

4、マイクロチップを装着したペットを迎え入れた飼い主は、ペットをゆずったり、亡くしたりしたときに、変更登録が必要となります。パソコンやスマートフォンからオンラインで行うことになっておりますが、自力でできない方もいると思います。相談できる場所がありますか。

5、マイクロチップを装着したときに、登録証明書が次回の手続きに必ず必要となります。14～15年飼っている中で、紛失の危険があると思います。バックアップのシステムなど、町では考えていらっしゃるか。

以上5点についてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

1点目ですが、殺処分された犬猫の市町村別の頭数は公表されておりましたが、福島県全体での公表数はございまして、令和2年度は、犬1,100、失礼しました、犬112頭、猫1,323頭、令和3年度は犬112頭、猫799頭となっております。

2点目ですが、今回の改正により、今年の6月1日より犬猫へのマイクロチップの装着が義務化されました。概要を申し上げますと、6月1日以降に犬猫等販売業者が取得した犬猫にマイクロチップの装着登録が義務づけられました。犬や猫を家族に迎え入れられた飼い主には、所有者情報の変更登録をする必要があります。マイクロチップを装着することで、地震などの災害、事故等によって、飼い主と離れ離れになったとき、保護された犬や猫のマイクロチップ番号を読み取ることで、飼い主が特定でき、飼い主へ連絡をとれるようになります。

なお、6月1日以前に買われていた犬猫については、マイクロチップの装着、登録は努力義務となっております。

3点目ですが、装着は獣医師または獣医師に指示された愛玩動物看護師が行います。装着を希望する場合は、動物病院にご相談をいただくようになりますが、町内の動物病院では対応をしておりませんので、郡山市・田村市などの動物病院へご相談をいただくことになります。

4点目ですが、変更登録等については、指定登録機関の日本獣医師会にご相談いただくか、岩江地区にあります福島県動物愛護センターにご相談をお願いいたします。なお、紙での申請の対応も行っております。

5点目ですが、登録証明書を紛失した際は、再発行が可能となっております。こちらについても、指定登録機関の日本獣医師会で対応をしております。なお、マイクロチップの番号がわからない場合は、動物病院でマイクロチップの読み取りを行っていただくことになります。

なお、本制度について知らない方がまだいらっしゃると思いますので、町の広報やホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 時々、町で迷い犬の保護のお知らせが防災無線で入ったりしております。

今後マイクロチップが入った迷い犬猫が増えると予想されます。マイクロチップを読み取りする機械ですね、簡易的なものは数千円で購入できるということです。こういった整

備が必要と思われませんが、町では整備の考えがあるか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町の方でも、マイクロチップを読み取る機械の方を整備したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 上舞木にあります、福島県の動物愛護センターでお話を伺って参りました。

ここは、福島市と郡山市を除く中通りの動物愛護管理業務を担っているそうです。犬のしつけ方教室とかボランティアの育成支援、学校へ、小学校ですね、の獣医師を派遣して、触れ合い体験学習などを通じ、動物愛護思想の普及啓蒙を図っています。

また、災害発生時の災害動物救護活動など様々な活動をなさっているそうです。平成29年より、県の第一シェルターとして、こういった活動を行っているということです。

ここでの情報によりますと、保護された犬猫の返還率は約50%だそうです。このマイクロチップが普及されれば、飼い主に戻る犬猫が増えると期待されているとのこと。

保護された犬猫を新しい飼い主さんに譲渡するときは、必ずマイクロチップを挿入して、なおかつ飼い主さんが60歳以上の方には、保証人、つまり次の飼い主さんを確認してお渡ししてるそうです。

詳しくはホームページ等でご覧いただきたいと思いますが、近年は大規模な豪雨災害とか、地震など毎年起きていたりしております。いつ災害が身の上に降りかかってもおかしくない状況です。大きな災害時にペットが犠牲になるということは、東日本大震災で私たちは体験済みであります。マイクロチップを入れ、登録がされていれば、飼い主のもとへ帰ることが可能となります。

今月の9月20日から26日まで、動物愛護週間であります。町でもマイクロチップ普及のね、広報、啓蒙活動を、この時期にぜひ、集中してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 今回の法改正は、主に販売業者さん、ブリーダーやペットショップの方に対しての規制が多い改正になっておりますが、今まで買ってらっしゃる犬猫についても、一般の方が、なるべく早くマイクロチップを入れていただくということが大事だと思っておりますので、先ほども申しましたが、広報活動の方に、これから町の方は力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。以上で5番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。開始は11時15分。以上です。

……………・・ 休 憩 ・・……………

(休憩 午前11時 2分)

<休 憩>

(再開 午前11時15分)

…………… 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

4番新田信二議員、質問席に登壇願います。

○4番(新田信二議員) ただいま議長より許可がありましたので、さきに通告してあります質問事項について質問いたします。

コロナ禍に伴う三春町の教育に対する取組みについて。

コロナ禍も早3年を迎えています。感染拡大は収まるどころか郡山市を中心にさらに拡大が続いております。

町のワクチン接種も3・4回と順調に進められているところですが、3回、4回接種者が新たに感染していることも現実となっています。

また、県内クラスター発生状況についても、幼稚園、児童施設、中・高校の部活等の感染も多く、今後教育の現場に大きな影響を及ぼすことが心配されています。

そこで、コロナ禍が続く中で、教育の現場の現状と今後の対策についてお伺いします。

1、教育現場が受けた影響について

2、今後長期化が予想されるコロナ感染症に伴う学び・学習活動・指導の考え方について

2点についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1つ目の質問にお答えします。

これまで、新型コロナウイルス感染症により、児童生徒及び教職員の感染や濃厚接触者の認定、小中学校の学級・学年閉鎖や休業、学校行事の中止や見直し等により、児童生徒、保護者、教職員に様々な影響が広がっております。

感染拡大による学びへの影響と対策につきましては2つ目の質問でお答えいたしますが、日常的な影響としまして、感染予防対策に関わる教職員への影響が懸念されるところであります。

教育委員会では、感染拡大を防止するため、児童生徒・教職員の毎日の体温や体調を確認する健康観察アプリを導入しました。また、陽性者の発生や長期休業中の感染予防について、メール配信サービスにより保護者へ周知するなどの対策を実施し、教職員の負担軽減を図っております。

また、保護者への一斉メール配信サービスを活用し、感染予防対策や長期休業中の陽性者の発生情報等を発信し、保護者への注意喚起を行って参りました。

このほか県の事業であります。日常的な教職員への負担軽減措置として、県教委が雇用するスクール・サポート・スタッフを全小中学校に配置し、校内の消毒や清掃、教職員の業務支援を行っているところであります。

2つ目の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されます。

このような状況下では、当然制限される教育活動はありますが、実施方法を工夫し、児童生徒にとってより共同的で深い「学び」が実現できるよう活動の見直しを進めております。

現在、教育の世界では「学びの改革」として、「一人一人に応じた探求的な学び」が求め

られています。これまでの一斉指導から脱却し、児童生徒一人一人のペースで学び、それぞれの興味関心に従い、学びを深めていくような授業に転換をしているところでもあります。コロナ禍において、3年間で整備した「GIGAスクール構想」における一人一台タブレットの配備も有効に働くものと考えております。

教育委員会では、「学びの改革」を進めるための様々な取り組みを継続して実施しており、教師が一方的に「教える」のではなく、児童生徒の学びに寄り添い、コーディネートすることで、児童生徒が主体的に自ら調べ、課題を解決していく授業スタイルへの転換を進めているところでもあります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) まず、1つ目に対しまして再質問いたします。3点ほど。

1つ目は、濃厚接触者の対応について。家族感染が増加している中で、陽性反応が出た児童生徒の感染者は軽症ならば自宅待機となっていますが、ただクラス内での濃厚接触者の判断はどのように対応しているのか。または考えているのか。

それにつなげて補習授業について。3年目を迎えている教育現場で児童生徒の個人差はあることですが、特別に予習・復習を含めた補習授業は行われているか。また、今後考えているのか。

もう一つ、消毒についてですね。ものの表面に付着したウイルスは時間が経てば消えると言われているものの、ものによって異なり、24時間から72時間程度の感染の力を持っているとのことでもあります。こまめな消毒が今後も重要なことと思います。現在教育の現場では消毒はどのように行われているのかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

まず、1点目の濃厚接触者の判断についてであります。国や県の指針を基にこのような判断をさせていただいております。濃厚接触者と体の接触があった場合あるいはマスクを取って会食をした場合、狭い場所で長時間一緒に活動するような場合は濃厚接触者としての判断を取らせていただいております。換気や距離が十分保たれている場合につきましては、国の指針に基づいて濃厚接触者としての判断はしておりません。それが一つの基準ということになります。

2つ目ですが、補習の授業についてです。学級閉鎖、学年閉鎖ではない限りにおきましては、個別の対応となります。例えば、軽症で自宅療養のような場合につきましても、各学校の学級担任が課題を届けるなどの手だてを講じながら、一人一人に例えば授業で受けられなかった内容について可能な限り個別に指導するという時間を確保して、子どもたちが不利益が講じないように配慮させていただいております。その際、例えば授業の記録ですとか、タブレットに備えつけてある習熟ドリルですとか、そのようなものが大変有効に機能しているという報告を受けています。

3点目ですが、消毒についてです。こちらについては次亜塩素酸の消毒液を使い、特に共有部分、子どもたち、教職員が手の触れる場所が、人の触れる場所の共有しているところを中心に教職員やスクール・サポート・スタッフが定期的に消毒を行っております。スクール・サポート・スタッフは先ほど申し上げたとおり、その任に特化した業務を遂行し

ていただいております。ドアノブとかトイレの内部とか、机、椅子については定期的な消毒作業を行って、感染が拡大しないような対応を進めております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 補習授業なんですけど、これはあえて放課後に授業時間を設けたり、個別にしたり、そういったことはないということですね。再質問します。

あと消毒の件なんですけど、専属のスタッフがいるということで安心しました。かなり先生方に放課後負担がかかっている。また、非常に今年になって家族感染が非常に増えているものですから、やはり子どもって意外と表面に出ない、そういったことでかなりこまめな消毒が必要で、学校ばかりじゃないですけど、児童クラブとかそういったところもかなり時間をかけて消毒にいろんな面で苦戦しているみたいなんです。その辺は、先ほどの補習授業関係で放課後時間取ってから、その辺、再度お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 補習授業、特にこの場合、私の場合は「個別の対応」と呼ばせていただきますが、先ほどお話をしたとおり、一人一人が学習していない部分について、例えば放課後の時間、そう長い時間ではなくても短い時間を取って、一人一人に教える時間を取ったり、それが休み時間だったり朝の時間だったり、それは担当が工夫しながら対応してもらっているということになろうかと思えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 2点目につきまして、ちょっとまとめて再質問させていただきます。

コロナ禍に伴う効率的な学校教育ということで再度お伺いします。今後、社会全体が長期間にわたりコロナ感染症とともに生きていかなければならない時代に入っております。特に学校教育は、将来ある子どもたちの学びの場所であり、コロナ禍に伴う今後の学習指導を明確に示さなければならぬと考えております。そのためには、児童生徒を含めた家庭の理解と協力がなければ成し遂げられないと思っております。児童生徒の将来のために、家庭と学校側が協働的な学びの在り方について、効果的にまた効率的に取り組んでいく必要が今後重要かと考えますが、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 効率的な学校教育というご質問の中で、特に家庭と学校が協働的な学びの在り方というようなことでご質問頂いたので、その部分についてお話をさせていただきたいと思えます。

議員がおっしゃるとおり、子どもたちの学びがこの時代が変わるに当たりまして大きく変わってきております。今日本中の全ての学校のキーワードは、誰一人取り残すことのない学校づくり、それからいわゆる授業から学びこぼれていくという子どもたちができないように、それをしっかり私たちが保障すべきだということの観点から、このような考え方の下に授業改革を進めています。

一昔前ですと、教師が教え、子どもたちは教わるという関係性だったんですが、今は子どもたちが「学ぶ」ということを第一に考えますので、教師は子どもの学びをつくるという考え方の下に授業を進めるものに転換されています。

先ほどお話した一斉画一的な授業ではない形というのは、まさにこれからの授業のスタイルを三春町も真剣に模索しているということになるわけですが、そこには当然家族の関わり、学校と家族が協働的な関わりの下に一人一人の子どもの学びの主体性をつくっていくということについては、大変重要な要素だというふうに考えております。

このコロナ禍の中で、一番私たちが心配、懸念したのは、学校に行くことと感染するのではないかと学校に行くことをためらう子どもが出てきたこと。さらには、学校に通わせることで自分の子どもが感染するのではないかと心配をされている保護者があって、学校を休んでいる子どもたちの数が少なくありません。学校ではそれは欠席ではなく出席停止という、欠席にはカウントしない形で配慮させていただいているんですが、そういう状況の中でも私たちは学校に行かなければ教わるということができないということではなくて、学校も学びの場、自宅も学びの場、そこでどんなことができるかということに、これからの考え方をシフトしております。

したがって、学校からちょっと遠ざかった子どもたちでも、学ぶことが楽しいということは十分感じさせることが今一番大切なことだと思いますし、学びへの意欲が萎えてしまうことがないように各学校は取組みを強化しております。そのために家庭と協力をして、家庭との協働的な考えをつくることは言うまでもありません。

主体性を重んじ、子どもたちの一人一人の個性や特性を大事に育てていくということは、40年間三春が大切に培ってきた教育理念なんですが、まさにそこにぶれることなく、この時代の教育を推進することが学校がコロナ禍という状況をうまく切り抜いていく、進んでいく大事なポイントではないかというふうに考えて、各学校での実践を進めております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で4番議員の質問を終わります。

○議長 7番佐藤一八議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○7番(佐藤一八議員) 議長の許可の下、さきに通告しておきました事項について質問させていただきます。この後、同僚議員も似たような質問がありますので、私なりの考えの質問をさせていただきます。

農家に対する支援策についてです。私は昨年12月会議において、今回と同様な一般質問をいたしました。その後、どのように農家に対し支援されたのでしょうか。

今年も令和4年産米があと1か月余りで収穫期を迎えます。農家の皆さんにとりましては大雨の被害も少なく、ひと安心ではないでしょうか。田村農業普及所のお話ですと、今年産米、水稻の出来はやや良さそうで、価格が多少でも上がればと期待感があると思います。

昨年度の3年産米は、価格が大幅な下落であり希望どころか失望されました。町として農家全体に支援策を考えられてはどうか。

1つ、米の価格が下落により昨年の水稲作付面積と今年の作付面積の差はどうかについてお伺いいたします。

2、昨年の答弁ですと1ヘクタール以上農業者、1年間農業収入30%以上減収した場合は、交付額を10万円から15万円に見直しを行ったようですが、米の価格が下落により、補助金対象者は何名が交付金を受けられたかについてお伺いします。

3、肥料、ガソリン、資材、農薬など値上がりで農家の皆さんは大変ご苦労されています。小規模農家でも経費はかかります。作付面積により、畑作も含め補助金を出す考えはあるのかについてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 質問にお答えいたします。

1点目の昨年と今年の水稲作付面積の差につきましては、昨年、水稲作付面積が324ヘクタール、今年の水稲作付面積が322ヘクタールとなっており、昨年と比べまして2ヘクタールの減となっております。

2点目の米価下落に伴う町交付金の交付件数につきましては、先ほどご質問がありましたとおり、町では昨年度、農業収入が前年または前々年と比較して30%以上減少した認定農業者や1ヘクタール以上の水稲作付者に給付金を給付する「三春町新型コロナウイルス感染症対策認定農業者等支援給付金」を実施しております。この給付金の給付者数は5名となっております。

3点目につきましては、議員ご質問のとおり、コロナ禍やウクライナ情勢などにより、肥料や原油、飼料などの農業生産資材が大幅に高騰しております。

この農業生産資材の高騰につきましては、水稲農家をはじめ、畑作農家や畜産農家など、幅広い農業分野で影響を受けていることから、前年または前々年の農産物販売額が50万円以上の農業者に対し、農業生産資材を購入するための必要な費用を支援する交付金制度を創設したところでございます。

議員ご質問の「作付面積により、補助金を出す考えはあるか」ということでございますが、畑作に関しましては、農家個別の耕作面積のデータがないことと、作物の種類や栽培形態の違いによりコストが異なること、また、同一ほ場で数回作付されることなどから作付の面積確認が困難であります。申請の手続が複雑になることも想定されるため、農産物販売額を基準とした制度としております。ご理解頂きたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八議員。

○7番(佐藤一八議員) ただいまご答弁を頂きましたが、昨年と今年の水稲作付面積がもう少し多いのかなというふうに私は考えていたんですが、案外少なかったということで一安心かなと。なぜこれを少なかったかと言うと、耕作者が減りますと田んぼが荒地地になると思うんですね。だから、そういう面でも荒地地解消には少しでもなったのかなというふうに私は思っております。

2点目ですが、30%以上減少で、この補助金を受けたのは5名ということでありました。この5名について、案外少ないなというふう感じております。やはりいまして何らかの形で支援されてもよかったかなというふうに感じます。

3点目ですが、肥料の申込みは12月、だから今年肥料やるのは去年の12月に注文を

取りまして、それで肥料、農薬、種もみ、それらを申込みまして農事組合長さんが取りまとめ、そして3月の中旬頃には種もみ配布、そして下旬には肥料と農薬が配布されます。

肥料については、去年から比べますと1袋当たり約800円から1,000円高騰しております。だから耕作を大きくやるとすれば、それなりに負担も大きくなると思います。今度はガソリンもリッター当たり10円から15円値上げ、これも毎週変動されていますが、これらについても多く使えば使うほどかなりの出費がかさむと。農薬については約500円からやはり1,000円ぐらいの高騰されているということでありますので、ものによっては大幅な値上げになっているようです。幾ら小規模耕作者でもかかる費用は同じだと思います。ぜひこの辺を多少にかかわらず同じく町では考えてみてはどうかと思います。

先日、担当課長と私お話いたしました、実は私にも助成金がないのかという話をいたしました。そしたら、ちょっと待ってくださいとパソコンを見たら、「助成金はありません」ときっぱりお断りされたと思います。それで種もみの助成は県、市町村、JAさんで50%、上乘せでJAさんは10%で合計60%の支援をするようです。それで私はこの前、自信がなかったもんですからあえて言わなかったんですが、この種もみについても、いつ交付されたかと言いますと、8月26日に振込み、そして私のところに通知が来たのが8月31日に通知が届きました。いくら支援と言っても、やはりこういったものは農家の皆さんに早めに少しでも出してほしいなというふうに私は感じましたので、あえてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の作付については、減少が少なかったということでご理解頂いたということで、ありがとうございます。

2点目の30%以上下落した方、少なかったのではないかということだったんですけども、こちらについては様々な要因があると考えられまして、米につきましては飼料用米への転換ということで推進しておりまして、かなり皆さんにご協力を頂いているところでございます。町といたしましても、飼料用米に町独自としまして10アール1万円というふうな交付金も出させていただいております。そういったことも影響あるのかというふうに考えております。

3点目の肥料等の高騰につきまして、小規模の方もかなりいらっしゃるということでございますが、こちらも把握はしているところではございますけども、考え方といたしましては、産業的に特に影響を受けている販売農家ということで、50万円の販売額ということから対象にしたいというふうに考えております。

それと種もみを交付、こちらについても、町といたしましても上乘せして交付したところでございますが、8月では遅いということでございますが、こちら集計に時間を要してしまったことはおわびしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で7番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時、よろしく申し上げます。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………

(休憩 午前 1 1 時 5 0 分)

<休 憩>

(再開 午後 1 時 0 0 分)

…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 休憩を閉じ、休憩以前に引き続き、再開いたします。

1 5 番影山初吉議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1 5 番(影山初吉議員) 先に通告しておきました事項について、質問をいたします。

農家支援についてであります。

まず第 1 点目。三春町の個人、法人の農業経営体数は、お伺いします。

2 点目、前年比主食米町内作付面積は、削減目標は達成しましたか。

3 点目、町の農業者の平均年齢は。

4 点目、4 年度、農家補助金の利用状況を伺います。

5 点目、4 年度産米の価格はどう見ておりますか、伺います。

6 点目、農業従事者の高齢化や後継者不足、肥料、資材、燃料などの高騰、米価の下落で離農が進み、耕作放棄地が増え水害が多発、環境悪化が急速に進むことが懸念されます。町の対応を伺います。

7 点目、町独自の農業救済対策の考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 質問にお答えいたします。

1 点目の三春町の農業経営体数につきましては、2 0 2 0 年農林業センサスの調査結果によりますと、個人が 5 4 6 経営体、法人が 1 0 経営体、その他団体が 2 経営体となっております。

2 点目の、今年の三春町の主食用米の作付面積につきましては、現時点では、昨年と比較し、1 2 ヘクタール減の約 2 8 1 ヘクタールとなっております。福島県より示された三春町における主食用米の作付目安面積は 2 8 1 ヘクタールであり、農家の皆様のご協力によりまして、ほぼ達成している状況となっております。

3 点目の三春町の農業者の平均年齢につきましては、2 0 2 0 年農林業センサスの調査結果によりますと、農業経営主の平均年齢が 6 6 . 5 6 歳となっております。

4 点目の令和 4 年度の農家補助金の利用状況であります、少々長くなりますが説明をさせていただきます。

8 月末現在で事業申請または計画申請があったものについては、機械や設備等の購入費用を助成する「三春町農業経営者収益力強化支援補助金」が 7 2 件、次に、集落の共同活動等を支援する「中山間地域等直接支払交付金」が 2 9 件、「多面的機能支払交付金」が 2 7 件、次に、環境にやさしい農業を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」が 1 件、次に、基盤整備事業等に要する経費を支援する「農業近代化基盤整備事業補助金」が 2 件、次に、新規就農者を支援する「新規就農者応援給付金」が 3 件、次に、農業者の大型特殊運転免許の取得費用を助成する「三春町農業者大型特殊運転免許取得費補助金」が 1 件、次に、鳥獣被害を防止するための電気柵の購入費用を助成する「三春町鳥獣被害防止電気柵資材購入事業補助金」が 2 件、次に、優良な繁殖基礎雌牛の導入を支援する「三春町優

良基礎雌牛導入事業補助金」が5件、次に、田んぼアートなど農業農村のPRのための「農業農村PR事業補助金」が4件となっております。

また、主食用米から飼料用米への作付け転換を支援する「三春町飼料用米生産拡大推進事業交付金」につきましては、66件の申請を見込んでおり、水稻種子の購入費用の一部を助成する「三春町水稻種子購入支援事業補助金」については、492件の申請を見込んでおります。

5点目の「4年産米の価格をどうみているか」という点につきましては、農林水産省が公表した6月末時点における令和4年産米の作付意向調査では、主食用米の作付面積が昨年の実績と比較して、約4万3,000ヘクタール減少するとの見通しが示されました。これは、米の需給改善のための作付転換が必要とされていた約3万9,000ヘクタールを上回るものであり、農家の皆様のご尽力により、市場環境は一定程度改善に向かうと見られております。他方で、生産資材費の高騰などもあり、昨年のような米価水準では稲作経営が維持できないという危機感も広がっています。こうした状況を受けて、いまだ新型コロナウイルス感染症の流行が終息せず、先行きが不透明な中ではあるものの、すでにJA概算金が発表された新潟県や北海道など米の主要産地においては、その金額を前年より引き上げる動きが出ております。福島県における発表はまだこれからですが、こうした他府県の動向なども見つつ判断がなされるものと考えております。

6点目の農業従事者の高齢化や後継者不足、農業生産資材の高騰、米価の下落による離農と耕作放棄地増加への懸念に対する町の対応としましては、まず、農業生産資材の高騰や米価の下落などにより、農業経営が一段と厳しい状況となっていることから、昨年度は、これまでの農業振興策に加え、農業経営の安定を図るため、収入保険へ加入する費用の一部を助成する制度や、米価下落が見込まれる主食用米から飼料用米への作付け転換を支援する交付金制度、コロナ禍において売上が30%以上を減少した認定農業者等に対する給付金制度を創設したところであります。収入保険への助成と飼料用米への転換支援については、今年度も引き続き実施しております。これに加え、今年度は、米価下落により農家の生産意欲が減退し、米の作付け中止から耕作放棄地の増加が懸念されるため、水稻種子の購入代金の補助をJA等関係機関と連携して行うこととしたほか、農業経営の収益力強化を図るための機械や設備の導入及び販路開拓のための経費の一部を助成する制度や肥料など、物価高騰の影響を緩和するため、農業生産資材を購入するために必要な費用を支援する交付金制度を創設したところであります。農業情勢が厳しさを増す中、引き続き、農業経営の支援を図っていききたいと考えております。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足や耕作放棄地の増加については、これまで同様、大きな課題であり、新規就農者など新たな担い手の確保を図っていくとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用した集落単位での耕作放棄地の発生防止に努めて参ります。

7点目の「町独自の農業救済政策はあるか」については、農家への直接的な支援としましては、先ほどお答えしました、収入保険への助成や、飼料用米の作付け転換支援、水稻種子購入に対する助成、機械・設備の導入や販路拡大支援、高騰する肥料等の農業生産資材の購入費用の支援などのほか、大型特殊運転免許の取得補助金や遊休農地の整備費用の助成、乳牛や繁殖雌牛の導入支援などを行っているとともに、今年度より、よりよい農業の実践を図るためのGAP認証の取得・更新に要する経費を支援する制度を創設したところであります。新規就農者に対しては、農業開始から3年間の応援給付金の支給や2年間

の住居費支援などを行っております。

また、間接的な農家支援になりますが、今年度販売した第3弾の三春町プレミアム商品券に町内農産物の購入に使用できる農産物券を新たに追加し、町内農産物の販売促進と地産地消を推進しているところであります。

議員ご指摘のとおり、今後、農家の高齢化や後継者不足、農産物価格の下落などにより、農業者が減少し、耕作放棄地が増加することが懸念されておりますが、将来にわたって持続的な農業を実現するためには、それらの農地の引き受け手となる担い手の確保と育成が必要であります。町としても、引き続き、新規就農者の確保に努めていくとともに、担い手に対する重点的な支援や集落営農の推進、農業経営の法人化や農地の集約化などを進めて参ります。また、農業者の方々が「今後、農業経営をどのようにしたいのか」、また、「どのような施策を望んでいるか」などを把握するため、農業委員会及びJAや田村農業普及所などと連携しながら、根本的な対策を検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 再質問ですが、なぜ農家支援を進めるべきだと。私が取り組むのは、町の耕地が荒廃してしまう、農業が衰退すれば、町の農地がですね、農地を含め、もう背丈以上の草が生えて、イノシシのすみかになってしまうの間近もではないかと。それを危惧するから、私は農家対策を急げとこう言ってるんです。

それはですね、これから質問しますが、農業者数等々いろいろ聞きましたが、小規模農家が農業を支えてるんです。そういう中でこの補助金を見ると、大企業を中心にした、大規模農家ですね。あと法人がほとんど使われております。そういう法人と、小規模耕作、面積の耕作者には、ほとんどこの補助金が行き渡っておりません。そういう中で、これからどんどん離農が増えて、耕作放棄地がどんどん増えれば、もう町の中は荒れて、荒れ放題になるのも、ここ5年10年先には、もう目に見えてきます。

そういう中で農家はですね、農家経営が良くなれば、町の経済にも相当の貢献をするんです。農作物が売れて、ある程度経営が良くなればですね、軽トラックを買い替えるか、パイプハウスを作るか、あとはですね、農機具なども更新するかということで、経済効果は計り知れないと思うんです。

そういうことで、その2点目で農業にもっと力を入れてもらいたいと。農業政策にもっと力を入れてもらいたい。

3点目はですね、「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」とこういうふうに謳っておりますが、農家はですね、農道はじめ町道の両側とか草刈一生懸命やってくれるんです。これで本当に保全地域が保全されて、綺麗な町になっております。これが、後継者不足、また高齢化で離農がどんどん進んで、耕作放棄地が増えれば大変なことになります。

あと稲作はですね、稲作を取り組みについてですね、田んぼはダムの要素があるんです。水を溜めて畔を高くして水を溜めるんです、これがやめてしまえば、どんどんどんどん雨降れば、直接水が出て水害が多発すると思うんです。そういうことで、町中の領土保全にも繋がります。そういうことで私は農業にもっと力を入れた政策をすべきだと思ってるんです。

そこで、再質問です。

まず1点目、主食米が12ヘクタール減ったということですが、その作付け面積12ヘクタール減った中で転作したのか、飼料米に転作したのか、畑作にしたのか。耕作放棄地

にしたのか。その割合を伺います。

それとですね、先ほど農業経営体数、個人が546、法人が10とお答えいただきましたが、個人と法人の作付面積を伺います。

それとですね、7点目の「町独自の農業救済対策はあるのか」ということですが、これだけ資材の高騰などで離農者が増えてくんじゃないかという中で、国・県も相当力を入れた補助をすると思うんです。ただ聞くところによりますと、国はですね、やっぱり大規模農家で、法人、ただ法人が1だけは駄目だよ、法人が5つ6つ集まったグループ補助をするっていう、そういうふうな厳しい条件があるそうです。当然です。

だから町としては、もう耕作した10ヘクタール当たりいくらくらを支援しますよと。そうしないと、先ほども言ったとおり、個人の農家さんが三春町の農家を支えてんだよと。そういうことでありますので、その点も伺っておきます。

またですね、参考までにお話しますが、どのぐらい資材、肥料が上がってんだということで、ちょっと調べました。コシヒカリ一発という、1袋あるんですが、肥料ですね、肥料、春、税込みで3,950円だったそうです。店によって違いますが、11月までは6,050円。来春になれば、それから10%から20%までアップしますよということです。そうすると、今年の春、3,950円で買った一袋が、来年は7,000円以上になるよと。もう倍以上になります。こういう中で、本当に農業を続ける人は、なかなか大変です。本当に大変です。

このほか、田植えすれば、除草剤つって、初期中期と2回かけます。これもものすごく高いです。そういう中で、食べるだけ作っている農家も多々ありますが、そういうところにも広く薄く補助しなければ、町の農業は保っていけないし、町の景観も保てないと思います。

そういうことで、今、再質問した事項について再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

1点目の主食用米12ヘクタール減の内訳ということでございますが、先ほど7番議員にお答えした内容と重複いたしますが、水稻、こちらはすべて飼料用米も含めて、先ほど申しあげました通り、324ヘクタール。水稻作付が322ヘクタール。こちらは飼料米も含めてです。2ヘクタール減と申しあげましたけれども、この2ヘクタール減につきましては、水稻ではなくて、飼料作物を作っているというふうに届けておりますので、324ヘクタールについては、作物を作っているというふうに考えられます。

先ほど議員がご質問いただきました主食用米の内訳ということでありますが、昨年、作っていた食用米の転換といえますか、そこまで詳しいデータはございません。ただ先ほど申しあげましたように、320ヘクタールで、水稻作付が322、その他の飼料が2ヘクタールと、すべて耕作していただいているところですので、何らかの作物は作っていただいているという状況でございます。

2点目の農業経営者数の報告でございますが、個人、法人、その他団体ということで、耕地面積或いは耕作面積の内訳ということでございますが、現在手元にはございませんのでご了解いただきたいと思います。

3点目の町独自の補助金、先ほどの質問の回答と重複しますが、町では50万円以上ということで設定させていただいておりまして、こちらにつきましては、やはり先ほどの答

弁と重複いたしますが、産業振興ということで、一定程度の売り上げがある方、影響の大きい方ということで、50万円以上の販売のある方ということで、補助金の方は検討させていただいているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） 再度伺います。

今の答弁ですと、大規模のほかに対しての補助金は今までどおりやりますよということのように聞こえます。

何回も言うようですが、三春町の農業は小規模農業者が支えてんです。近隣市町ではですね、近隣の市・町では、耕作面積に対して支援制度を行います。今回も補助金制度を振興策を打ち出しております。町は何でそれができないんですか。金額は少ないんです。ただ、これで応援するから、まだ引き続き来年度も作ってくださいよと。これがやっぱり農家に対する支援だと思うんです。

近隣の町ではですね、交付補助金が約300万400万なんです。町はですね、今回、財政調整基金積立金といって、5億の積み立てをしたんです。不用残が出て。それだけ金あんののに何で町の保全、町を綺麗にしましょう、耕作放棄地をなくして草むらだらけにならないように、農家に補助金を出そうと。そういう姿勢が見られないんです。

農業は三春町の基幹産業だと思うんですが、そうではないんでしょうか。

ぜひともですね、再質問ですが、薄く広く、小規模農家にも、耕作面積に合った支援策をすべきだと思うんですが、再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

先ほど答弁の中で、経営主の平均年齢が66.56歳だというふうにお答えをさせていただきました。ちょうど私と同じぐらいの年齢であります。これから日本は間違いなく高齢化が進みます。そして、農業に限らず、様々な業種で誰が事業を継承するのかというのが、今よりさらに表面化してくると思います。全産業的に後継者問題というのが浮上してくるというふうに思っております。

その中で、農業の継承者、普通は、この辺ですと、息子さん娘さんが引き継ぐというのが多いんですが、まずその方達が、将来ビジョンをどのように描いているのか。そちらもお伺いしたいということで先ほどの答弁の最後に、農業委員会やJAなどに連携してその辺の意向も場合によっては確認していきたいというふうな答弁をさせていただきました。

小規模農家の皆さんが国土保全をしているということは全く否定しません。環境保全に必要な措置も必要だろうということであれば、これは農業という部分だけでは収まる話ではありませんので、国土保全上、こういった位置付けで、農村部ではこういうふうにしましょうといった、仕組みが必要かなというふうに思っております。

土地利用面では現在、農用地地域の見直しが今年度いっぱい終了する見込みでやっております。その中で、農用地から外れる、もっと農地といったらいいんでしょうか、そういったところも出て参ります。そういった土地をどのように扱うか、そういった話をする際には、先ほど平均で66.56歳と言いましたが、その農業経営主体の方がどのように考えるか、「うちは今小規模なんだろうなんだけれども、息子或いは娘、或いは親族が是非と

もその農地を引き継いで規模を拡大していきたいんだ」ということであれば先ほど数々の補助制度を申し上げましたが、それを是非とも利用していただいて、集団化の方にも参加していただきたい。「うちでは無理だけれども農地は流動化してもいい」ということであればそちらの方に参加していただきたい。

皆さん農業ということは産業ですから、当然、採算性ということはかなり気にしておられるはずですが、現在は赤字分を農外収入で埋めているという農家の方が非常に多いというふうに推測しておりますが、今後もそれでいくのかどうか、これから高齢化時代で、ここ10年ぐらいが全産業的に後継者問題が表明してきますので、その中でどういうふうに整理していくかということをお考えすると、例えば、今議員おっしゃったとおり、広く浅く、総額で400～500万だからということで交付すべきだというのを一つの案としてあるんですが、これをじゃあ何年間ぐらい続けなければいいんだろうというところに必ず行き着くと思います。

全体の例えば10年或いは20年のロードマップがきちんとして中で、過渡期については、小規模農家でやってる方にはこの何年間は広く浅く補助するというふうな基本プランがあれば、町としては当然対応していきますが、先ほど申し上げた通り、農地の利用状況の将来の見通し、或いは農業を継ぐ方、農業後継者のお考え、或いは現在農業やってる方のお考え、これをやはりきちんと踏まえた上で政策として実行していきたい、そのように考えております。

繰り返しますと、環境保全に関するご意見は最もだと思いますので、何かの形で対応はして参りたいというのが1点。

あと、農業者の補助であります、必ずこれは採算性ということがあるはずですので、その辺をどう考えるかということをおきちんと議論した上で政策として実施していきたいということでありまして、去年の12月には、町長を「冷たい」というふうに言われましたけれども、やはりそういった基本的な政策が必要だと思います。

「承継者がいない」でお困りの業界は他にもあります。それとのバランスも考えれば、多少私の話も理解していただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） ただいまの答弁、「政策として10年を見据えて対策を考えます」ということですが、今の取り組みで本当に良いんでしょうか。

気がついたときには本当に町中が草だらけ。荒れ放題。必ずなります。

それがですね、来年見てください。これだけの肥料や機材、農薬、もう倍上がってるんです。そしてほとんどが小規模農家で、コンバインで刈ってもらうんだよ、苗は作ってもらうんだよ。そういう中で、本当に食うだけも残らないぐらいだと思うんです。それでもやっぱ先祖からもらった土地だから、大事にして荒らさないでつくんだというのが今の姿なんです。

そして、飼料米を作れということですが、当然転換は必要です。ただ、飼料米はやっぱ人間としてですよ、農家に生まれた人として、この先祖伝来の土地を牛にくれるの作るのかと。やるせないですよ。一つでも、一粒でもいい米を作ろうと。うまい米を作ろうと、こう努力してんです。

転作しろと。ところが排水が悪い、清水が出て排水が悪い、なかなか畑作ができないと

というような現状なんです。

そういう中で、本当にこの農業、地域の保全、環境、これを考えんなら、本当に今が考えるときです。

来年は大幅に減ります。何回も言うようですが、肥料、機材、消毒、いろいろ、もうみんな倍上がってんです。是非ともよくお考えの上、農業振興にご協力いただければありがたいと思うんですが、再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 はい、お答えいたします。

15番議員、そして私の答弁、全くかみ合わないっていうことはなくて、結果的に同じ状況の話をしてるのではないかというふうに思っております。

先ほど、小規模農家が多いという話の中で、もうお答えさせていただいたんですが、一つの方法としては、面積が小さい、たった1人でやってるっていう、そういった農家の方が集まってくれて、集団化、集落営農の形もありますし、場合によっては土地、農地流動化で、農業法人の方に作業受委託するという方法もあります。まずこういったことにも、是非とも前向きに取り組んでいただきたい。そういったことに関しては十分な補助、支援体制があるということです。

どうしても経済作物ですから、採算性というのはこれは国・県ではやむを得ず、当然そういった言い方になると思います。先祖伝来の土地を荒らしたくない、その田んぼに家畜にくれる飼料は作りたくないというお気持ちはわかるんですが、ただ、経済作物を扱っている以上、どうしてもやっぱり採算性の問題は、何かの形で乗り越えていかなくちゃいけないわけです。

農振農用地で外れた農地については、多分条件が不利な農地は外されていくんではないかなと、国・県の補助事業も入ってない、工事も入ってないところは外されていくんではないかというふうに思います。そういうところは先ほど議員がおっしゃったとおり、国土保全上必要であれば何らかの対策を投入していかないと、国土がありますのでそれはそれで分かります。

ただ残りの農地、自家用に専念してる農地、或いは販売も含めてということでもあります。どうしてもやはり先ほど農業センサスにのっかって「50万以上の販売額」というふうな表現させていただいておりますが、生産して販売して初めて基幹産業という体をなしますのでそれはそれできちんとしていかななくちゃいけないし、先ほど言った「心情的に何とかならないか」という部分については、今後の、例えば中山間地域の事業の中で何とか取り組めないだろうかとか、この類似の補助事業で取り組めないだろうかという知恵を使いながら模索するとともに、どうしてもこれだけの土地がは余ってしまうということになれば、その時点でやはり別途対策が必要だと思うんですが、そこに至るまでは、答弁の最後にも申し上げましたけども、様々な農振農用地の今後の移行、或いは今やっておられる方の意思、或いはそれを承継しようとする方の意思、それをすべて確認した上でという地道な作業、これは是非とも必要です。

大至急やれという気持ちはわかるんですが、そこをきちんとした上で取り組まないと、将来性も見えてこないのはいえるのではないかと、私はそういうふうに考えております。

重ねて申し上げますが、また今年も冷たいと言われるかもしれないんですが、やはり政策を立案していく以上、きちんと筋道が通って長期的にも破綻がない、そういった政策に

していきたいというふうに考えておりますので、議員ご発言の内容については心に留めおきまして、なるべくご期待に沿えたいと思うんですが、経済性・採算性、そして現状の各種制度、これを十分活用した上でというのが、やはり前提になるのかなというふうに思っておりますので、是非ともご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 私は岩江地区に住んでんですが、現状をお話します。

農業従事者平均年齢66歳どころではありません岩江は。もう70歳以上になってます。そういう中で集約化といいます、岩江には法人もないです、おそらく。何でっていうと、耕地面積が少ない、小さいんです。せいぜい一反歩あつかないか。大きいので、二〜三反歩、小さいのは何作ぐらいの本当に小さい耕作地しかないんです。それを他の家の受けあってやりますつつう人がいねえんです、これから。だからあそこでこうやんなくなったら、荒れちまうなつつのは目に見えてるんです。

そういう現状の中で、よっぽどもっと勉強してもらって、農業政策、本気になって取り組まなければ、取り返しのつかないことになるのはもう目に見えてます。

うちの方では、あの人辞めつとあそこ荒れちまうな、あの人辞めつと荒れちまうな、誰も「私やります」なんて手挙げる人はいないです。

大型の機械が入んだったら手挙げる人もいるでしょう。ただこれからも本当に米価がそんなに上がらないで、今までどおりそんなに上がらない。上がる要素はそんなにないんです。

そういう中で資材高騰の中で、作る人はどんどん減んのは目に見えてるんです。そういう中で、何で私の言ってることが理解していただけないのか。

私は本当に農地保全もそうですが、もっと綺麗な住みよいまちづくり、こう謳ってんだったら、やっぱり農業ばかりではないんですが、一番担い手は農業なんです。農道・町道をはじめ、草刈り一生懸命やってもらって綺麗にしてもらってます。

そういう中で最後になりますが、もうちょっと農業政策に対してもっと進んだ、現在に合った答弁をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 もうすでに高齢化してるというお話でありました。

先ほど申し上げたとおり、多分ここ10年で、この農地、我々が引き継いできた農業をどうするかという判断を迫られる時期に入ってるんだと思います。

大変申し上げにくいことなんですが、その場合、これからも続けよう或いはもうやめようという判断になるのは、やはりその事業、誰が承継するか、自分が承継してもいいという人の有無によってかなり左右されるのではないかというふうに思っております。

今、「条件不利で小さい補助しかないんで誰もやってくれない」ということでありますが、ここはやっぱり地域内だけではなくてさらに範囲を広げて、本当に可能性がないのかというそういった地道な作業をする必要があるのではないかというふうに思っております。そういった作業と並行しながら、多分今後10年間で農家数は、全国的にはかなり減っていくのではないかと思うんですが、それが、言い方はあれなんですけど、円満にそれが推移できるように、それに必要な政策は当然やっていく、やっていきたいというふうに思いま

すが、「小規模農家に満遍なく定額でお金を入れる」ということになりますと、多分この農業に対する厳しさというのは、今年だけではないはずであります。来年以降も残念ながら続くのではないかというふうに思います。そのときに、「さらに」ということになってきますと、やはりその時点では、「長期的な見通しがなかったのか」というふうな指摘をいただくものというふうに私は想定しております。そういったことを踏まえて答弁をさせていただきました。

なかなか「農家の方の心情を理解してない」というご指摘については、重く受けとめたいと思いますが、そういったことを踏まえながら、先ほどから何回か申し上げておりましたが、やはり生産物を販売して、産業を作っているということになりますと、そこに満たない規模をどうするかというのは非常に重い問題であります。後継者問題、土地利用の問題、そういったものを総合的に情報を入れながら判断していかざるをえないということでもあります。

その中で本当に最適な方法として満遍なく給付するということが、もしそういった話し合い協議を通じた中で、そういったことに集約すれば町としても考えることにはなりますが、今現在「今すぐ出せ」というふうに言われても、「はい分かりました」というのは先ほど申し上げている理由でできないということでもあります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。以上で15番議員の質問を終わります。

○議長 12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) ただいま議長から、先に通告しておきました質問について、許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1つ目、子ども議会の設置についてでございます。

三春町の将来を担う子どもたちに、自分の町の行政に関心を持ってもらい、自分の夢や希望などの要望を、直接町の行政に反映させ若い世代でまちづくりについて学びの場が必要だと思い、子ども議会の設置を提案いたします。

平成28年より選挙権が18歳に引き下げられるなど、若い世代の行政への参加が求められています。

選挙への投票率が低下する中、山形の遊佐町の投票率は高く、特に若い世代の投票率が高いのが特徴的だそうです。遊佐町においては高校生を含む少年議会が20年近く続いており、少年議会には45万円が予算化されるなど、子どもたちの自発的な活動が目に見える形で実現していることは素晴らしいことだと思います。

町の10年後、20年後を考えると、次の世代を担う人づくりが大切だと思いますので、質問いたします。

1つ。今後、子ども議会(小学生、中学生を対象に)を設置する考えはあるか、お伺いいたします。

2つ。高校生の町政参加の場を創る考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成27年の公職選挙法等の一部改正により、平成28年6月から、選挙年齢が18歳に引き下げられ、また、平成30年の民法改正により、今年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。

18歳を基準として、様々な権利が与えられる一方、それに伴う義務も発生するわけですが、そのような責任を負う自覚をうながす一つの手段として、子ども議会の設置は有意義なものであると考えております。

ご指摘にもありましたとおり、三春町の将来を担う子どもたちに、町の行政に関心をもってもらい、自分の夢や希望などを直接町に働きかける場として、また、今後の三春のまちづくりを共に考える場として、子ども議会の設置について具体的に検討して参りたいと考えております。

2点目の質問についてであります。地元高校である田村高校では、学校の魅力を向上させ、学校自体の活性化はもとより、地域の活性化にもつなげていくことを目的として、学校や同窓会、PTA、町などが参画した田村高校魅力向上委員会が設置されております。

こうした魅力向上委員会を中心として、田村高校生による滝桜観光客に対する「おもてなし」、中学生とのジョイントコンサート、姉妹都市ライスレイク市の高校生との国際交流チャットなど、様々な取組みが行われております。

本日の9月議会にも、7名の田村高校生の皆さんが、係員、それから傍聴者として参加していただいております。ありがとうございます。

8月9日には福島大学の協力のもと、町内の中学生や田村高校生が町の課題について考え、課題解決に向けた取組みを検討する「みはる助っ人 中高生会議」が開催されたところであります。

この会議では、滝桜以外の桜があまり知られていない、防犯灯・街路灯が少ないといった町の課題が挙げられ、課題解決に向けた方策としては、自分たちで町内の桜を調べてPRしていく、SDGsの視点も踏まえ、再生可能エネルギーを利用して防犯灯・街路灯を増やしていくといった具体的な取組みが行われました。失礼しました。具体的な検討が行われました。

今後こうした様々な取組みを進めながら、ご指摘にありました、高校生の町政参加の場を積極的に設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） 世界を見ますと、主権者教育、ドイツなどのヨーロッパの国々では、小学生のころから実際に起きた解決策に、町役場への連絡方法、メディアへの連絡方法、デモの手順など、具体的な教育参加に、小学生から参加しております。

また、私がユニークだと思ったのは、ドイツのミュンヘン市で行われている「ミニ・ミュンヘン」という、これはイベントですね、があります。8月の夏休み期間3週間だけ誕生する、日本で言えば、小学生から中学生までの7歳から15歳までの子どもたちが、実際に運営する小さな仮想都市でございます。市長も議員も選挙で選ばれ、役所も銀行も働くところすべてが、ミニ・ミュンヘンの資格を持った子どもたちでございます。その中で働いたお金の一部を税金として納め、町の中に仮想都市を作るわけです。

私が面白いと思ったのは、幼少期であれば、喧嘩になることも珍しくないそうです。子

ども同士のけんかも考えさせ、大人は干渉をしない。大人になってからもトラブルをどう処理するかは重要であり、ミニ・ミュンヘンの子どもたちの仮想の市民になるときに、事前に4時間の仮想都市で暮らす方法と、もう4時間が「けんかアカデミー」といって、トラブルの起きた場合の処理の方法を学ぶ時間が設けられて、それをクリアしないと、そのミニ・ミュンヘン市内の市民にはなれないそうです。トラブルや処理の仕方を学び、喧嘩をさせないのではなく、喧嘩をしても、仲直りする方法を幼少のころから学ぶ点に特に興味いたしました。

ヨーロッパにおいては少年期から主権者教育がなされており、三春町においても予算の執行権を子ども議会に、また、先ほども申された中高生会議にも予算の執行権を与えてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 子ども議会の想定においては、様々な部分で細かな計画がなされていくんだろうというふうに思います。当然、子どもたちが主体的に考えたものに自分たちで責任を持つ取組みを考えたときには、当然予算の取組みも含まれていくものと考えております。

実はこの子ども議会につきましては、令和2年3月の時にもご質問をいただいております。そのころから十分時間をかけて考えているのですが、現状、先ほどご説明申し上げたとおり、コロナで大分その教育計画が見直しを余儀なくされていて、なかなか計画が進まないところでありますが、今回また、一つのご提案をいただいたことを踏まえて、検討していく中で、現実的な問題も踏まえて計画づくりを考えたいというふうに思っております。

一つご紹介を申し上げますが、今年6月、三春町は田村高校との協働の中で、生徒の有志を町役場の「みらい創生課」として位置付け、仮想の課を位置付けて、にぎわいづくりや観光活性化の議論を始めております。

議員がご指摘のとおり、様々なところで子どもたちに温かな目線と期待の目を向けているところに、小学生も中学生も高校生も応え始めているので、多分、少子化の状況ではありますが、期待されるべき子どもたちの成長がそこにはあるものと確信しております。

そのことも付け加えさせていただいて、答弁といたします。ありがとうございました。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） 先ほどから申し上げるとおりに、現状ではなかなか子ども議会、それから中高生会議、これに関して執行権、要は子どもたちが中で自由に、自分たちの議会の中を経て、決裁まで行うような取組み。これについて、ぜひお願いしたいなと思うんですけども、その辺に関してはいかがですかね。

○議長 先ほど答弁の中身でそのことも含めてやるという答弁をしてるようなんですけど。

○12番（橋本善一郎議員） 取り消します。

○議長 その上に立って質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

質問なしと認めます。第2の質問を許します。

○12番（橋本善一郎議員） 中山間地域、それから、多面的支払交付金について、ご質問いたします。

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために設けられた制度で

はありますが、地域に携わる役員の方々には大変なご協力を仰ぎ、大変感謝申し上げます。

農業生産活動を継続するには、現在、高齢化、後継者不足を抱えている中、農地の荒廃が進んでいるのが現状です。農道等の草刈、側溝等の管理が交付金なしには進められないのが、現実であります。

高齢化が進む中で、景観作物の栽培等が重要視されているのではないかと考えています。交付金の人ですが、年度内に予算を使い切ることになっているため、年度当初には予算がなく、春の景観作物の作付には使う種苗費・肥料費、農具等に使う、農機具等に使う燃料代などに使うお金がなく、役員の方は大変苦勞しております。

質問ですが、年度当初、せめて7月、景観作物が作付けるくらいまでの間、これに支障がない程度の予算を町が前払いすることができないか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えします。

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は、集落の皆さまが農地の維持や農村資源の魅力向上のため、共同で行う活動について、国・県・町が一体となって支援をする交付金です。

この交付金を受ける要件の一つに、先ほど議員がおっしゃられました、景観作物の作付がございしますが、作付けにつきましては、交付金が交付されていない年度当初から準備が不可欠であり、各集落において予算の立て替えなど様々なご苦勞をいただいていることは承知しているところでございます。

この点を踏まえ、「町において年度当初に交付金の前払いができないか」とのご質問でございますが、これらの交付金は、町が県からの交付決定を受け、事業の対象となることを認めてもらう制度でありますので、町が県からの交付決定を受ける前に各集落に対しまして交付決定を行った場合、原則としまして、交付金の対象から外すという指導を受けているところでございます。以上のことから、これらの交付金を町が単独で前払いを行うということは困難な状況でございます。町といたしましては、このような状況を国・県に伝達し、なるべく早期の交付決定を要望して参りたいと考えております。

なお、中山間地域等直接支払交付金についてはやむを得ない理由以外での予算繰越が認められておりません。原則として年度内に使い切っていただく必要がありますが、多面的機能支払交付金につきましては、次の年度当初の活動費として、一定程度の予算を持ち越すことが認められております。多面的機能支払交付金も取り組まれておられます集落におきましては、年度当初、まずは多面的支払交付金の活動から取り組んでいただくこともご検討いただきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） ただいまの説明の中で、町の交付金決定時期がいつ頃になるのか。

もう一つは今年度の支払いが12月、今年いっぱいのうちには完了するというお話だったんですけども、大体4月から始まる事業の中で予算が使えない時期が6ヶ月7ヶ月とあるわけなんですけども、その間の、駄目だと、今ご意見だったんですけど、何か代替の

予算執行できる方法はないのかお伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

交付決定について、遅いというご指摘をいただいたところでございます。繰り返しの答弁になりますが、こちら国・県に対しまして、早急に決定していただいて、町としても早急に交付決定、支払いを行えるように努力して参りたいと考えております。

2点目の町独自の交付金というような形でございますが、現在、令和3年度におきましては、中山間地域等直接支払につきましては、29協定に6,771万円。多面的支払交付金については27取組み組織につきましては、3,266万円。こちらにつきましては国・県が4分の3、町が4分の1という金額をしているところでございます。そちらに支出をしておりますので、これ以上の景観作物等について、町単独事業での追加支援は難しいと考えております。

繰り返しになりますが、多面的機能支払交付金、こちらにつきましては繰り越しも認められておりますので、そちらの活用もご検討いただきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で12番議員の質問を終わります。

……………**散 会 宣 言**……………

○議長 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午後12時25分)

令和4年9月13日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋 書記 橋本 和宜

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年9月13日（火曜日） 午後2時00分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 追加議案の提出
- 第3 追加議案に対する提案理由の説明
- 第4 追加議案の質疑
- 第5 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
- 第6 付託議案の委員長報告並びに質疑
- 第7 議案の審議

議案第46号 紫雲閣修繕工事請負変更契約について

議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 三春町地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- 議案第 49号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 50号 田村広域行政組合格約の変更について
議案第 51号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について
議案第 52号 令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 53号 令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について
議案第 54号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
議案第 55号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第 56号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について
議案第 57号 御木沢地区消防防災センター建設工事請負契約について
同意第 16号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて
諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の同意を求めることについて
認定第 1号 令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
認定第 10号 令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《議員提出議案》

- 発議第 6号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 7号 多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後2時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦勞様です。

傍聴されている皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

ただ今出席している議員は14名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。それでは脱衣を許します。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりです。

……………追加議案の提出……………

○議長 お諮りします。

町長より、議案の追加提出がありました。これより、本日の議事日程を掲載してある議事日程（第3号・追加1）のとおりとしたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本日の議事日程は、議事日程（第3号・追加1）のとおりとすることに決定しました。

日程第2より、追加議案の提出を議題とします。追加提出される議案は、議案第57号「御木沢地区消防防災センター建設工事請負契約について」です。

……………追加議案に対する提案理由の説明……………

○議長 日程第3、追加議案に対する提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 それではお手元の議案説明書の1ページをご覧くださいと思います。

議案第57号「御木沢地区消防防災センター建設工事請負契約について」。御木沢地区消防防災センター建設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、関係条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

契約のあらましであります。契約の目的は、御木沢地区消防防災センター建設工事契約の方法は随意契約。経営契約金額が5,335万円。契約の相手方は、三春町大字実沢字樋ノ入42-3、株式会社菊地住建、代表取締役菊地和裕であります。なお、選考の経過につきましては、先月19日の全員協議会の中でご説明申し上げたとおりであります。

よろしくご審議いただきたく、お願い申し上げます。

……………追加議案の質疑……………

○議長 日程第4により、会議規則第37条の規定により追加議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ここで、議案調査のため暫時休憩します。

……………休 憩……………

（休憩 午後2時05分）

<休 憩>

（再開 午後2時07分）

……………再 開……………

……………付託陳情事件の委員長報告並びに審議……………

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開します。

日程第5により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。陳情事件第5号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書」について。

経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 経済建設常任委員会が定例会9月会議において、付託を受けた陳情事件1件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、9月5日、全員協議会室にて開会いたしました。

陳情第5号 多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポスト継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原さき、二瓶朝夫

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

知事は「多核種除去装置等処理水」の海洋放出を決めた政府の決定の撤回と陸上保管することを求める県民の意思に従い行動することを求める意見書を県に提出すること。

以上について、住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により、減少数定数することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○**議長** ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○**議長** 質疑なしと認めます。

以上で陳情第5号の質疑を終結します。

○**議長** これより、陳情第5号の討論を行います。

○**議長** 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。

以上で陳情第5号の討論を終結します。

これより、陳情第5号について採決します。

○**議長** お諮りします。本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

……………付託議案の委員長報告並びに質疑……………

○**議長** 日程第6により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○**総務常任委員長** 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月2日に日程設定を行い、9月5日、6日、7日、8日、9日、10日及び13日の8日間、第1委員会室において開会し、9月9日には現地調査も行いました。

議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 田村広域行政組合格約の変更について

議案第51号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について

以上3案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細の説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に関わる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

総務課長、財務課長、企画政策課長及び税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、賛成多数、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月2日に日程設定を行い、9月5日、6日、8日、12日及び13日の6日間、第4委員会室において開会し、9月9日には、現地調査も行いました。

議案第52号 令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第53号 令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について

以上2案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたし

ました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 6号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 8号 令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、9月2日に日程設定を行い、9月5日、6日、7日、8日、12日及び12日の7日間、第2委員会室及び2階大会議室において開催し、9月9日には現地調査も行いました。

議案第46号 紫雲閣修繕工事請負変更契約について

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、当該建築物の修繕工事については、予算計上に当たっての十二分な精査や、多角的な工法検討の視点からの、取り組み等が不足していた点が指摘される。工事完了後においては、国指定登録有形文化財であることを踏まえ徹底して、適正な管理保全に努めること。との意見を付して、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 令和4年度三春町一般会計補正予算(第4号)について

住民課長。失礼いたしました。教育課長、住民課長、生涯学習課長、子育て支援課長及び保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について

保健福祉課長等の出席を求め、詳細の説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第 1号 令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

教育課長、住民課長、生涯学習課長、子育て支援課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 2号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出認定について
以上3案について、住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 4号 令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 6号 令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

教育課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、法案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項において、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 なお、議員提出議案、発議第6号、同意第16号、同意第17号、同意第18号、諮問第2号、諮問第3号の「6案件」につきましては、委員会に付託せず、全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

議案第46号「紫雲閣修繕工事請負契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号「田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第52号「令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号「令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第55号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第56号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号「御木沢地区消防防災センター建設工事請負契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

同意第16号「教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

添田教育長。

○教育長 本議案は、私の一身上の議案でございますので、退場を許可願います。

○議長 退場、許可します。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第16号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、添田直彦氏を教育委員会教育長に任命することについて、同意することに決定しました。

添田直彦氏の出席を求めていますので、議場への入場を許します。

添田直彦氏より、ここでご挨拶をいただきます。

○教育長 ただいまは、私の人事案件にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

私がこの任をいただきましたのは、令和元年11月でございました。それから、3ヶ月経過をし、新型コロナウイルス感染症が大きな拡大を見せました。様々な事業を進める上で難儀する中、議員の皆様から温かなご協力と励ましをいただき、本日まで勤めることができました。

コロナパンデミックは少子化に拍車をかけ、三春の教育進展に大きな影響を与えております。しかし、議員の皆様が、そして町民の皆様が描かれる三春町の未来に向け、坂本町長の目指すまちづくりに、引き続き邁進して参りたいと考えております。

引き続き、皆様におかれましては、ご支援ご鞭撻をお願い申し上げて、ごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 同意第17号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第17号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、草野エリ氏を教育委員会委員に任命することについて、同意することに決定しました。

草野エリ氏の出席を求めていますので、議場への入場を許します。

草野エリ氏より、ここでご挨拶をいただきます。

○草野 ただいま議決されました草野エリです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 同意第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第18号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、宗像正栄氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、同意することに決定しました。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

これより、諮問第2号を採決します。

本案は、適任ということで、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、草野正秀氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定しました。

すいません。もとい。

草野と言いましたけれども、菅野正秀氏であります。訂正をいたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

これより、諮問第3号を採決します。

本案は、適任ということで、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、高玉旭氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定しました。

認定第1号「令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(ありの声あり)

討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

本案を可決することに反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

15番、影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定を不認定とする反対討論を行います。

これはですね、監査委員よりも不用額が多いと指摘を受けております。議会はですね、チェック機関でもありますので、あえて令和3年度の会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

まずはですね、予算の流れはですね、令和3年度はですね、令和2年度の3月会議において町から予算案が提出されます。これで議会がこの予算案を可決し、新年度の3月から予算執行に移ります。

その3年度の1年間において、この内容ですが、反対する内容であります。

まず、不用額が多い。歳入総額が95億4,590万円。歳出が、88億2,442万7,000円。差額ですが、不用額、差額と言いますが、7億2,147万2,000円です。これにですね、教育課の教育基金積立金、これが1億112万6,000円。これを教育基金に積み立てております。これを足しますとですね、約8億円以上不用額が出ております。これは総予算の1割弱に当たります。これでは、本当に町の予算案が正しかったのか、執行にあたって本当に適正な執行をしたのか、疑問に感じます。

2点目ですが、費目間流用といいまして、予算には款項目節とこうありますが、その目の中で、余れば、そっちの余ってこっちで予算が足りないという時は流用してもいいよという項目だと思うんですが、これがですね、43件あります。額にして、1,700万。多少の前後があると思うんです。不用額でもマイナスの費目流用もありますので、多少違うかもしれませんが、43件で1,700万。これでは、本当に細かい予算計上をしたのかと。中には適正に処理されて、何百何十何円まで綺麗に予算執行されております。95億でありますので、その本当の一部だと思いますが、やはり緊張感を持った予算執行をしていただきたい。

3番目ですが、繰越明許費が多い。これはですね、その年その年にきちんと予算を執行して、その年度に終わらせるというのが基本であります。いろいろ今回はコロナの関係、あとはですね、災害、その他、いろいろあると思うんですが、繰越明許額が、7,800万ございます。その他、事故繰越しが20万1,000円ほどあります。こういう中で、不用額ですが、その中でも不用額ですが、いろいろ不用額が多く出る内容ですが、当然、請け差。あと年度末まで繰り越さないと額が確定しないという件。また、予備費の流用。そういうことが重なって不用額が多いんだと思います。それにですね、前年度繰越事業分の不用額が足されまして、8億ぐらいの不用残になったと思うんです。

令和4年度はですね、今、執行してちょうど半年になります。令和4年度は、このような内容にならないような予算執行を求め、私の反対討論にいたします。

○議長 次に、本案を認定することに賛成の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので、以上で、認定第1号の討論を終結します。

認定第1号「令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。従って、認定第1号は原案のとおり認定されました。

認定第2号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第3号「令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

令和4、もとい、認定第4号「令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決します。

本案は原案のとおり、認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第5号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議

題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決します。

本案は原案のとおり認定することはありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第6号「令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第7号「令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第7号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第8号「令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第8号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第9号「令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第9号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

認定第10号「令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより認定第10号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

発議第6号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りします。

ただいま、経済建設常任委員会委員長より、発議第7号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第7号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ちください。

発議第7号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 発議第7号「多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書

を連載のとおり、関係機関に提出するものとする。

令和4年9月13日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会委員長 佐久間正俊

意見書の内容及び提出先につきましては、タブレットで連載いたしました意見書のとおりであります。

令和4年9月13日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会9月開議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決いただきまして、ありがとうございました。

令和4年度も、間もなく2分の1が過ぎようとしてございます。町では継続、或いは当初予算等で計上いたしました様々な事業が計画とおりに遂行されているかどうかの進捗状況につきまして、すべての課を対象に近く検証を行って参ります。今般の会議の中でご指摘いただいた点につきましても、十分留意しながら作業を進め、事業目的の確実な達成を目指して参ります。

今後も引き続き、ご提案、ご意見くださいますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これをもって、令和4年三春町議会定例会9月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後3時00分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月13日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 橋 本 善 次

署 名 議 員 新 田 信 二

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第46号	紫雲閣修繕工事請負変更契約について	全員	原案可決
議案第47号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第48号	三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第49号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第50号	田村広域行政組合格約の変更について	全員	原案可決
議案第51号	田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について	全員	原案可決
議案第52号	令和3年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全員	原案可決
議案第53号	令和3年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について	全員	原案可決
議案第54号	令和4年度三春町一般会計補正予算(第4号)について	全員	原案可決
議案第55号	令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第56号	令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第57号	御木沢地区消防防災センター建設工事請負契約について	全員	原案可決
同意第16号	教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	全員	原案可決
同意第17号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全員	原案可決
同意第18号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全員	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	原案可決
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	原案可決
認定第1号	令和3年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全員	原案可決
認定第2号	令和3年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	原案可決
認定第3号	令和3年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員	原案可決
認定第4号	令和3年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	原案可決
認定第5号	令和3年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出認定について	全員	原案可決

認定第 6号	令和3年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案可決
認定第 7号	令和3年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案可決
認定第 8号	令和3年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案可決
認定第 9号	令和3年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案可決
認定第10号	令和3年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案可決
発議第 6号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
発議第 7号	多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書の提出について	全 員	原案可決